

## 山陽小野田市住宅リフォーム資金助成事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、山陽小野田市補助金交付規則（平成17年山陽小野田市規則第53号）別表に規定する住宅リフォーム資金助成金として、地域経済の活性化と住環境の向上を図るため、市内に住所を有する者（以下「市民」という。）が既存住宅の改修工事（以下「リフォーム工事」という。）を行う場合に住宅リフォーム資金助成金（以下「助成金」という。）の交付について、必要な事項を定めるものとする。

### (助成対象者)

第2条 助成の対象となる者は、市民であって次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 申請者及び住宅の所有者に市税の未納がないこと。
- (2) 市内に居住している者
- (3) **前年度**において、山陽小野田市住宅リフォーム資金助成事業実施要綱に基づく山陽小野田市住宅リフォーム資金助成事業による助成を受けていない住宅について、助成の申請を行う者。ただし、火災、風水害その他の災害を受けた住宅については、この限りでない。
- (4) 今回の助成の対象となる工事に対し、本市で実施しているこの要綱による山陽小野田市住宅リフォーム資金助成事業以外の助成金等を受けないこと。
- (5) 住宅の所有者及びその所有者と同一世帯に属する者が、山陽小野田市暴力団排除条例（平成23年山陽小野田市条例第18号。以下「暴力団排除条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員でない者

### (助成対象工事)

第3条 助成の対象となるリフォーム工事は、次の各号のいずれにも該当するもので、かつ、その費用（消費税及び地方消費税を含まない。）が10万円以上のリフォーム工事とする。

- (1) 老朽化、災害等による修繕、補修及び模様替えに係る工事（設備改修を含む。）で、別表に定める工事であること。
- (2) 市内に主たる事務所を有する施工業者（暴力団排除条例第2条第1号に

規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員でない者又はこれらと密接な関係を有しない者に限る。)に依頼して行う工事であること。

(3) 第6条第2項の規定による助成金内示額の決定前に工事を着手していない工事であること。

(4) 助成を申請する年度の2月末日までに工事が完了し、第8条に規定する報告ができるものであること。ただし、2月末日が、山陽小野田市の休日を定める条例(平成17年山陽小野田市条例第2号)第1条第1項に規定する市の休日に当たるときは、市の休日の翌日までとする。

(5) 申請者自らが居住する住宅のリフォーム工事であること。

(6) 申請者が所有し、又は申請者と同居している二親等以内の親族が所有する住宅であること。ただし、所有者が長期療養、単身赴任等により一時的に同居していないときは、証明書等により同居とみなすことができる。

(7) 法令を遵守している工事であること。

(交付申請)

第4条 助成を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、山陽小野田市住宅リフォーム資金助成金交付申請書(様式第1号。以下「交付申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) リフォーム工事に係る見積書の写し(数量が記載されているもの)

(2) リフォーム工事着手前の現場写真

(3) 申立書又は助成対象者であることを証明する書類

(4) 申請者と所有者とが異なるときは、申請者と同居している二親等以内の親族であることを証明する書類

(5) 所有者が長期療養、単身赴任等により一時的に同居していないときは、当該事項を証明する書類等

(6) その他市長が必要と認める図面書類等

(助成金の額)

第5条 助成の額は、リフォーム工事に係る費用(消費税及び地方消費税を含まない。)に100分の10を乗じて得た額(当該額に1万円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。ただし、その額が7万円を超えるときは7万円とする。

(助成の決定)

第6条 市長は、交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、助成の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、助成金を交付することが適当であると認めるときは、当該リフォーム工事に係る助成金の内示額を決定し、山陽小野田市住宅リフォーム資金助成金内示額通知書（様式第2号。以下「内示額通知書」という。）により、申請者に通知するものとする。

3 市長は、当該リフォーム工事を実施する年度の予算の範囲内において、同一の住宅につき1回に限り助成金を交付するものとする。ただし、火災、風水害その他の災害を受けた住宅については、この限りでない。

4 市長は、第1項の規定による審査の結果、助成金を交付することが適当でないと認めるときは、山陽小野田市住宅リフォーム資金助成金事業対象外通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

5 市長は、第2項の規定により申請者に通知した後、住宅の所有者若しくはその所有者と同一世帯に属する者又は施工業者が暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員であることが明らかになったときは、助成の内示を取り消し、申請者に通知するものとする。

(変更申請)

第7条 前条の規定により内示額の通知を受けた者（以下「助成決定者」という。）は、助成対象工事を変更しようとするときは、遅滞なく山陽小野田市住宅リフォーム資金助成金交付変更申請書（様式第4号。以下「変更申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、変更申請書の提出を受けた場合においては、その内容を審査の上、変更することが適当であると認めるときは、助成金の額の変更を承認し、山陽小野田市住宅リフォーム資金助成金内示額変更通知書（様式第5号）によりその旨を助成決定者に通知するものとする。

(完了報告)

第8条 助成決定者は、当該リフォーム工事を行ったときは、第3条第4号に規定する日までに、山陽小野田市住宅リフォーム資金助成金工事完了届（様式第6号。以下「完了届」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提

出しなければならない。

- (1) リフォーム工事代金の領収書の写し
  - (2) リフォーム工事施工中の現場写真
  - (3) リフォーム工事後の現場写真
  - (4) 内示額通知書の写し
  - (5) その他市長が必要と認める書類
- (中止の届出)

第9条 助成決定者は、助成対象工事を中止しようとするときは、遅滞なく山陽小野田市住宅リフォーム資金助成金工事中止届（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

(完了検査)

第10条 市長は、完了届の提出があったときは、内容の検査を行うものとする。

- 2 市長は、必要と認めるときは、助成の対象となったリフォーム工事の状況について、実地検査を行うことができる。

(助成金の額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による検査の結果、実施されたリフォーム工事の内容が適当であると認めたときは、当該事業に係る助成金の額を確定し、山陽小野田市住宅リフォーム資金助成金交付決定通知書（様式第8号。以下「交付決定通知書」という。）により、助成決定者に通知するものとする。

- 2 市長は、前条の規定による検査の結果、実施されたリフォーム工事の内容に大幅な変更が認められたときは、第6条第2項の規定により通知した助成金の内示額の範囲内において助成金の額を確定し、交付決定通知書により、助成決定者に通知するものとする。

(助成金の交付)

第12条 交付決定通知書を受けた助成決定者は、山陽小野田市住宅リフォーム資金助成金請求書（様式第9号。以下「請求書」という。）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、請求書の提出を受けたときは、助成金を交付するものとする。

(助成金の返還等)

第13条 市長は、助成決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付の決定を取り消し、又は既に交付された助成金の全額若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 助成決定者が偽り、その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。

(2) 助成決定者が助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(3) 住宅の所有者若しくはその所有者と同一世帯に属する者又は施工業者が、暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員に該当すると判明したとき。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

2 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

3 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

住宅リフォーム助成対象工事一覧表

	工事の内容	備考
1	屋根、外壁、軒天の改修、塗装、コーキング	
2	雨樋の取替え	
3	床、壁、天井材の張り替え	
4	ドア、ふすま、障子等、建具の取替え	
5	ガラス、網戸の交換	フィルム張りについては対象外
6	サッシの設置、取替え	補助錠の設置、ドアノブ等部品交換も対象とする。
7	カウンター、棚の設置	
8	間取り等の変更に伴う壁等の改修	
9	床、建具等のバリアフリー化、手すりの設置	
10	浴室、ユニットバス、トイレ、洗面の改修	
11	給排水衛生設備工事	
12	システムキッチンの設置	IH クッキングヒーター、オーブン、食器洗淨機についてはキッチン組込みのものに限り対象
13	ガス給湯器、電気温水器、ボイラー等の設置	
14	災害によるもので、罹災 <sup>りさい</sup> 証明書が発行されている家屋の解体工事	
15	換気扇、換気空清機ロスナイの設置	
16	エレベーターの設置	
17	スイッチ、コンセント、配線等の電気工事	着脱可能な照明器具の購入及び取り付けは対象外とする。
18	合併浄化槽の設置	
19	玄関フード・サニタリーの増築	住宅と一体であること。
20	バルコニーの増築	
21	住宅と同一棟の車庫、物置の改修、増築	
22	併用住宅のうち、住宅部分の改修、増築	
23	門、塀の耐震性を向上する工事	門、塀の新設は対象外 既存の劣化しているコンクリートブロック塀、レンガ塀等の耐震性を高める工事若しくはこれを撤去し、アルミフェンス等に改修する工事又は公衆用道路に面する劣化したコンクリートブロック等の塀を撤去する工事を対象とする。※1
24	給排水管敷設等に伴う植栽等外構の撤去処分	
25	床暖房設備工事	
26	ソーラーシステムの設置	モニター等については、住宅に固定するものを対象とする。
27	太陽光発電装置の設置	母屋に設置するものに限る。 モニター、蓄電池等については住宅に固定するものを対象とする。
28	リフォーム工事に伴う廃材の処理費	

※1:劣化している塀とは、別紙の点検表による点検の結果、「いいえ」となる項目が1つ以上あるものをいう。

※2:対象工事に該当するものであっても、市で実施している他の助成等を受けた部分は対象外とする。

## ブロック塀等の点検表

（1）補強コンクリートブロック造の塀の場合

	点検項目	点検内容	点検結果
①	高さ	地面から2.2m以下	はい いいえ
②	壁の厚さ	高さ2mを超える塀で15cm以上	はい いいえ
		高さ2m以下の塀で10cm以上	はい いいえ
③	控え壁 (高さ>1.2m)	塀の長さ3.4m以下ごとに、控え壁が塀の高さの1/5以上突出している	はい いいえ
④	基礎	コンクリートの基礎がある（高さ $\leq$ 1.2m）	はい いいえ
		根入れの深さが30cm以上のコンクリートの基礎がある（高さ $\geq$ 1.2m）	はい いいえ
⑤	傾き、ひび割れ	傾き、ひび割れがない	はい いいえ
⑥	鉄筋	塀の中に直径9mm以上の鉄筋が、縦横とも80cm以下の間隔で入っており、縦筋は壁頂部および基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けされている	はい いいえ

（2）組積造の塀の場合

	点検項目	点検内容	点検結果
①	高さ	地面から1.2m以下	はい いいえ
②	塀の厚さ	各部分の厚さがその部分から壁頂までの垂直距離の1/10以上ある	はい いいえ
③	控え壁	塀の長さ4m以下ごとに、塀の厚さの1.5倍以上突出している	はい いいえ
④	基礎	根入れの深さが20cm以上の基礎がある	はい いいえ
⑤	傾き、ひび割れ	傾き、ひび割れがない	はい いいえ

山陽小野田市住宅リフォーム資金助成事業実績

2023/2/20 (建築住宅課)

○予算及び実績

(単位：千円)

年度	実施 内訳	予算					助成金額	工事金額 (税抜き)	費用対 効果	
		当初	6月補	9月補	12月補	3月補				合計
H21	一般	0	0	7,000	7,000	7,000	21,000	20,460	221,646	11倍
	一般	-	-	-	-	-	-	6,140	106,123	17倍
H22	災害	-	-	-	-	-	-	16,860	313,321	19倍
	計	0	0	25,000	500	0	25,500	23,000	419,444	18倍
H23	一般	0	0	10,070	0	0	10,070	9,836	178,979	18倍
H24	一般	0	8,000	0	0	0	8,000	7,450	121,404	16倍
H25	一般	8,000	2,000	0	0	0	10,000	9,920	172,215	17倍
H26	一般	10,000	0	0	0	0	10,000	9,920	174,890	18倍
H27	一般	10,000	0	0	0	0	10,000	10,000	162,348	16倍
H28	一般	10,000	0	0	0	0	10,000	10,000	153,535	15倍
H29	一般	10,000	0	0	0	0	10,000	9,850	157,458	16倍
H30	一般	10,000	0	0	0	0	10,000	9,920	148,884	15倍
H31	一般	10,000	0	0	0	0	10,000	10,000	158,808	16倍
R02	一般	10,000	0	0	0	0	10,000	9,810	142,189	14倍
R03	一般	10,000	0	0	0	0	10,000	9,880	163,625	17倍
R04	一般	10,000	0	0	0	0	10,000	9,830	171,022	17倍
合計		98,000	10,000	42,070	7,500	7,000	164,570	159,876	2,546,447	16倍

○申請及び助成件数

年度	実施 内訳	受付期間		申請 件数	助成 件数	助成件数の内訳 (助成金額別)							
		開始	終了			1万円	2万円	3万円	4万円	5万円	6万円	7万円	10万円
H21	一般	10/13	12/18	311	303			102		39		25	137
	一般	12/1	2/28	111	102			18		14		70	
H22	災害	10/1	11/30	203	199			21		20		19	139
	計	-	-	314	301			39		34		89	139
H23	一般	11/1	1/20	178	172	4	14	13	7	22	5	107	
H24	一般	8/20	2/12	137	130	2	10	13	7	8	14	76	
H25	一般	6/3	12/2	173	173	6	11	14	11	15	9	107	
H26	一般	5/1	11/26	175	170	1	9	15	14	15	15	101	
H27	一般	5/1	11/19	183	173	4	5	19	17	14	7	107	
H28	一般	5/1	11/17	187	180	5	19	13	10	22	9	102	
H29	一般	5/1	1/31	179	174	7	15	15	10	7	12	108	
H30	一般	5/1	1/24	187	181	8	12	19	19	11	12	100	
H31	一般	5/7	10/23	179	177	8	8	21	10	15	7	108	
R02	一般	5/7	1/18	204	191	7	29	17	24	10	9	95	
R03	一般	5/6	10/27	182	175	4	11	22	14	11	6	107	
R04	一般	4/4	9/27	177	170	5	13	9	15	11	9	105	
合計		-	-	2,766	2,670	61	156	331	158	234	114	1337	276

※平成23年度の助成件数の内訳は、助成金額を万単位に四捨五入して整理している。

過去5年件数 894 32 73 88 82 58 43 515

助成金額の割合 4% 8% 10% 9% 6% 5% 58%

※ 令和2年度 対象外6件、中止届7件

※ 令和3年度 対象外2件、中止届5件

※ 令和4年度 対象外2件、中止届5件

○事務日数

年度	実施 内訳	事務 件数	受付から工事着手までの日数		
			平均	最長	最短
H23	一般	172	7	14	3
H24	一般	130	10	20	1
H25	一般	173	7	16	2
H26	一般	170	18	33	5
H27	一般	173	16	26	8
H28	一般	180	14	21	5
H29	一般	174	12	31	4
H30	一般	182	14	29	8
H31	一般	177	16	26	9
R02	一般	177	16	26	9
R03	一般	175	20	42	8
R04	一般	170	17	29	8

日数 = 内示額通知日 - 受付日 + 1 (郵送期間)

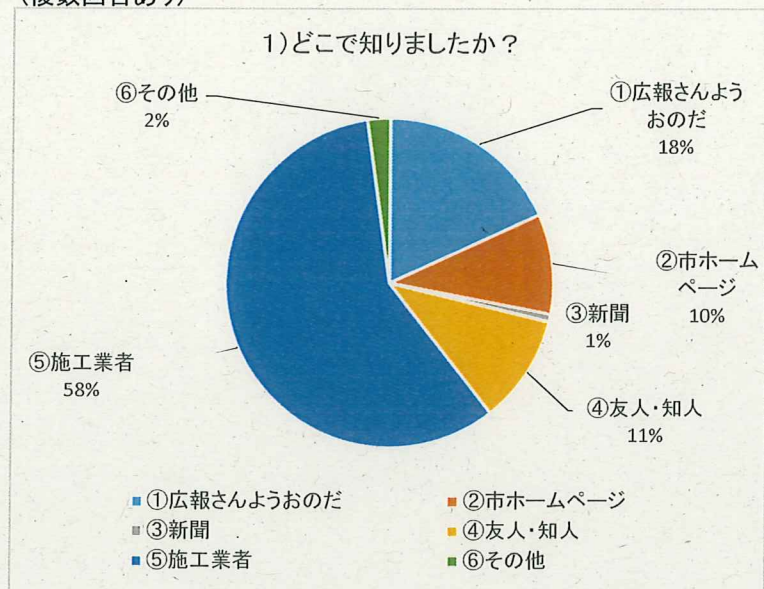


令和4年度 住宅リフォーム資金助成金アンケート(申請者)

(令和5年2月17日現在)  
(回収件数107枚)

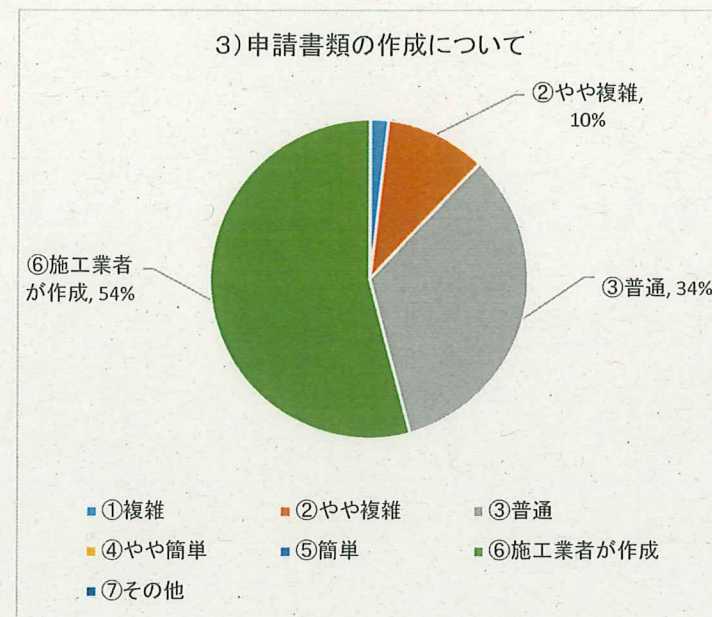
1) 住宅リフォーム資金助成事業をどこで知りましたか？ (複数回答あり)

①広報さんようおのだ	24
②市ホームページ	13
③新聞	1
④友人・知人	14
⑤施工業者	77
⑥その他	3
・娘	
・ネット広告	
・知っていた	



3) 申請書類の作成について

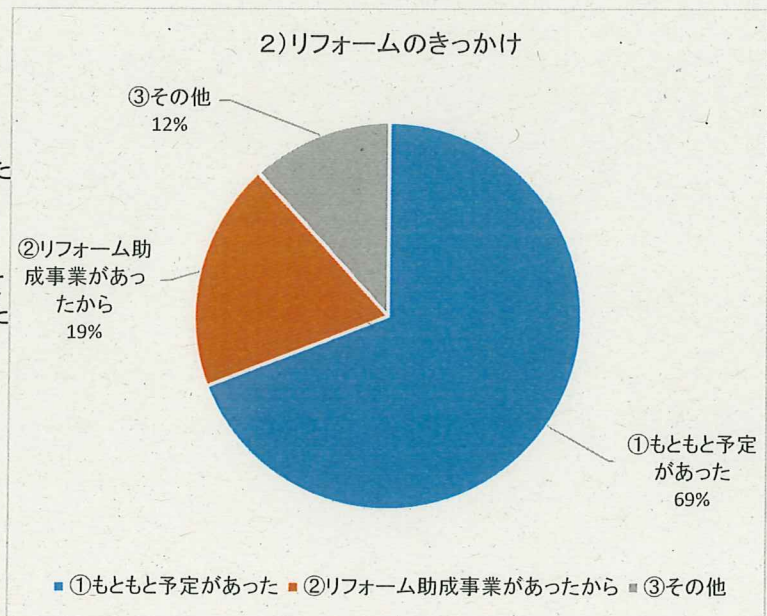
①複雑	2
②やや複雑	11
③普通	36
④やや簡単	0
⑤簡単	0
⑥施工業者が作成	58
⑦その他	0



2) リフォームのきっかけ

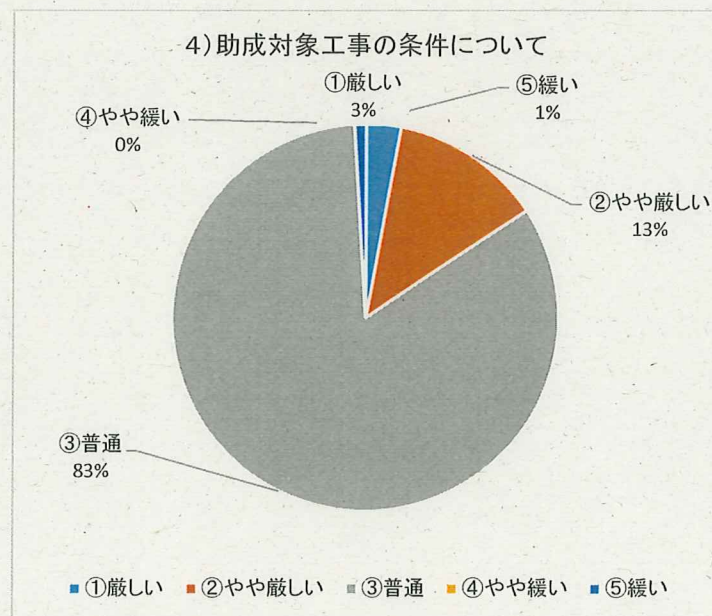
①もともと予定があった	76
②リフォーム助成事業があったから	21
③その他	13

- ・天井の水漏れ、配管の錆等
- ・故障して部品の調達不可の為取り替える
- ・一人になり灯油購入、タンクに注入も困難になり実行した
- ・器具の故障の為
- ・リフォームをしようか思案中の頃だった為
- ・瓦の破損の為
- ・雨漏りがありショックだった。天井もめくれシミが広がっていた。又縁側の屋根の鉄板にも不具合が見つかりしかたなく修繕することにした。
- ・お風呂の壁が壊れたので
- ・塗装が劣化していたから
- ・雨漏りがしてきたから
- ・台風



4) 助成対象工事の条件について

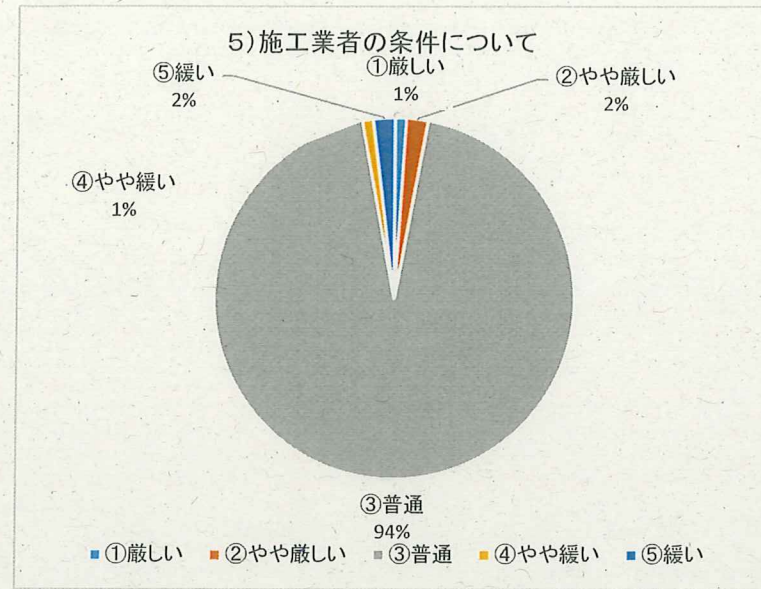
①厳しい	3
②やや厳しい	13
③普通	85
④やや緩い	0
⑤緩い	1



5) 施工業者の条件について

- ① 厳しい
- ② やや厳しい
- ③ 普通
- ④ やや緩い
- ⑤ 緩い

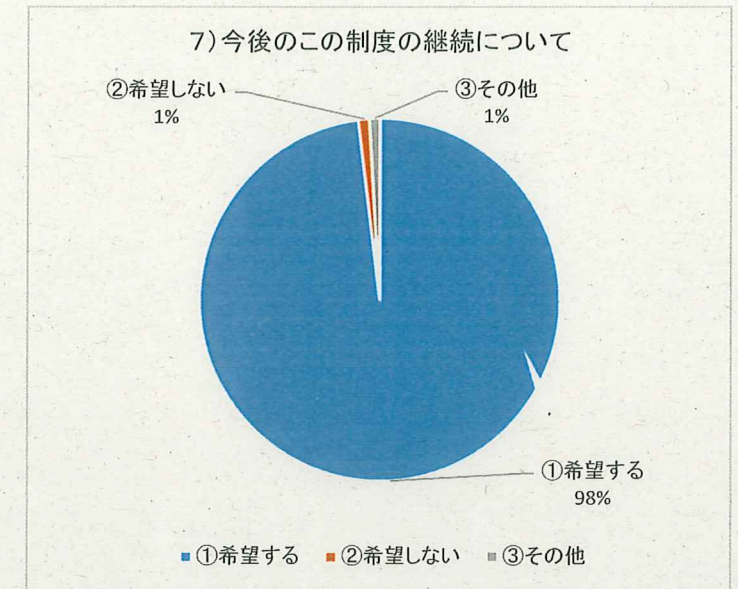
1  
2  
97  
1  
2



7) 今後の、この制度の継続について

- ① 希望する
- ② 希望しない
- ③ その他

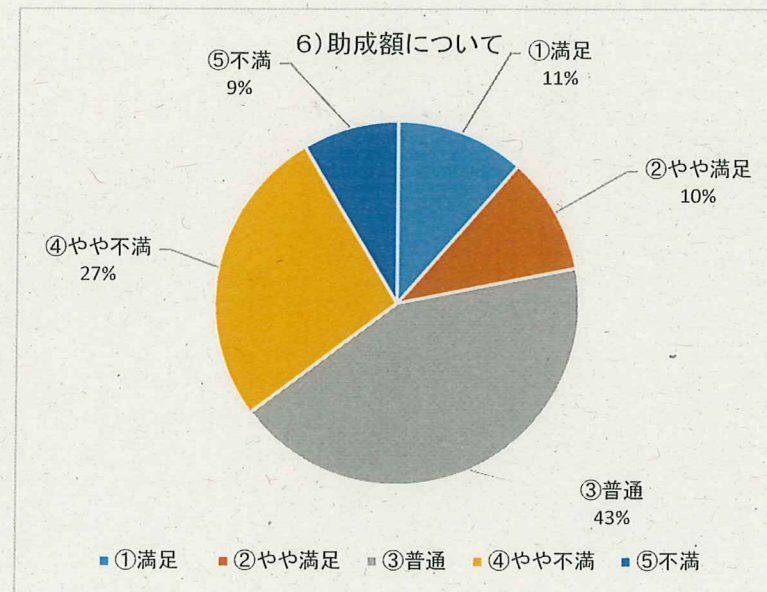
101  
1  
1



6) 助成額について

- ① 満足
- ② やや満足
- ③ 普通
- ④ やや不満
- ⑤ 不満

12  
11  
45  
28  
9



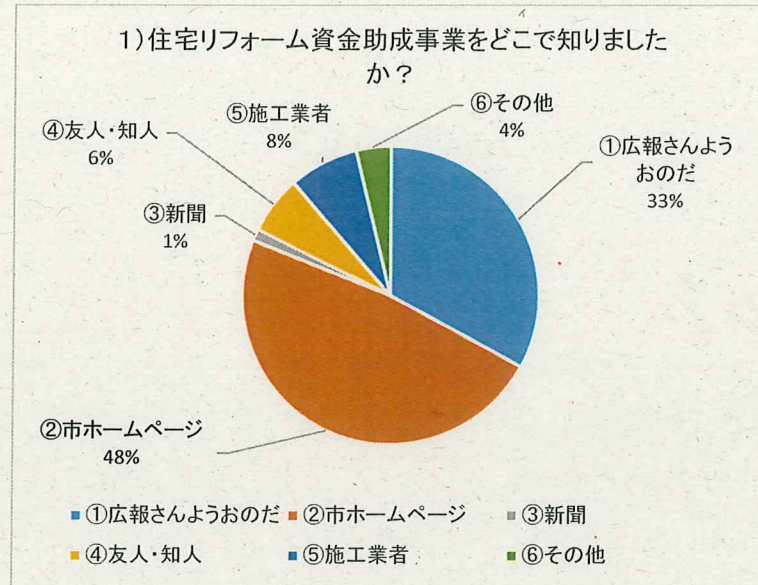
8) ご意見

- ・生活をしていくうえで、リフォームをせざるを得なかった理由によって、金額等を考えていただければいいのと思います。
- ・非常に良い制度であり、永久に継続して頂きたい。と同時に助成額をもう少し増額できれば尚良い。対象工事については、工事期間中に生活する上で必ず必要なものが対象外になる等、少し厳しいのが残念です。
- ・ありがとうございました。思った以上に仕上がりました。
- ・本庁等で総合事務所経由して欲しい。「審査」「審査」と日程が掛かるため本庁へ申請とかでもう少し簡素化して欲しい。※◎内示額通知書の内示が有った場合本人へ電話等で早めに連絡して欲しい。
- ・この制度でとても助かりました。予算が増え助成額をもう少しアップしていただければうれしいです。
- ・手続きが複雑(流れはまとめて簡素化して頂きたい)例1.手続きのため貴所に4回も行かなければならない。例2.完了届に「内示額通知書」の写しを何故持参の必要があるのか?(貴所にある)
- ・業者の人が良くやってくれた
- ・書類提出回数を減らしてほしい(2回位)助成金ありがたいですが、千円単位まで希望したいです。
- ・毎年利用できるようお願いしたい。
- ・ありがとうございました。助かります。
- ・手続き、書類の数が多すぎる
- ・7)の継続を希望します。又予算枠の拡大を希望(TOTALでの予算)
- ・助成額の上限を上げてほしい
- ・申請期間の短縮に努めてほしい

(令和5年2月17日現在)  
(回収件数61枚)

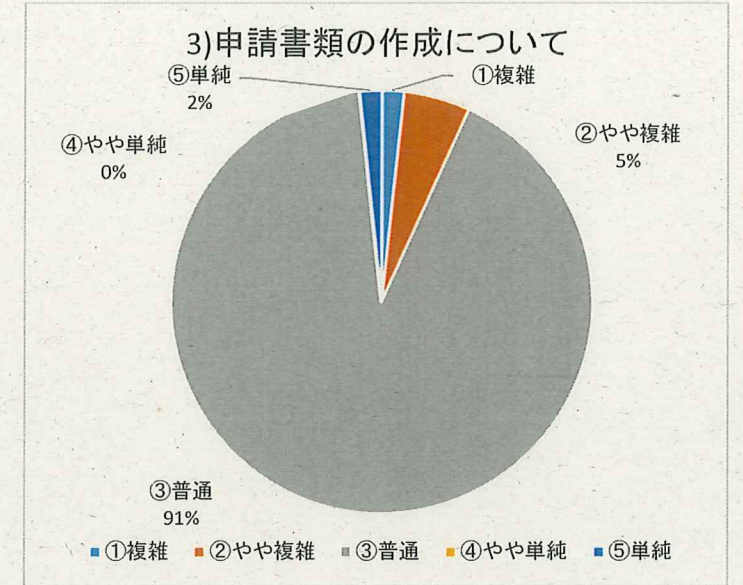
1) 住宅リフォーム資金助成事業をどこで知りましたか？

①広報さんようおのだ	26
②市ホームページ	38
③新聞	1
④友人・知人	5
⑤施工業者	6
⑥その他	3
◎何年もやっているの ◎施工主より ◎組合運動	



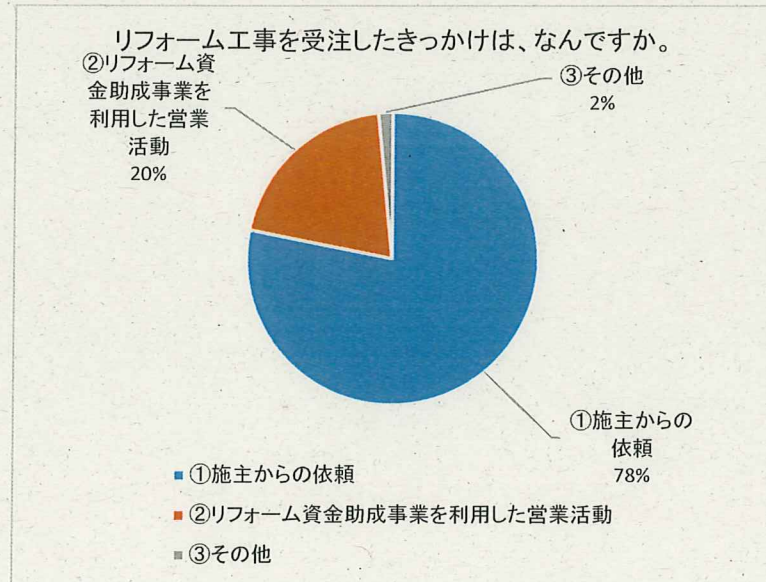
3) 申請書類の作成について

①複雑	1
②やや複雑	3
③普通	54
④やや単純	0
⑤単純	1



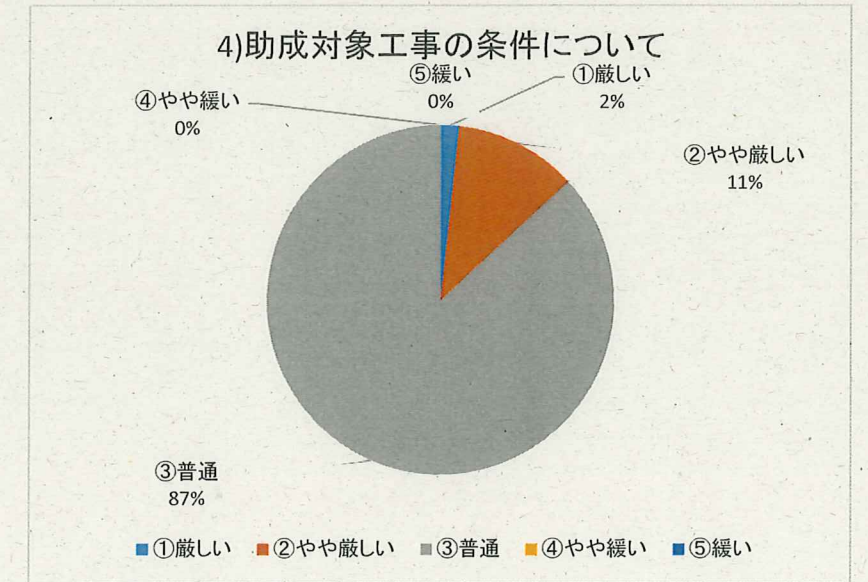
2) リフォーム工事を受注したきっかけ

①施主からの依頼	50
②リフォーム資金助成事業を利用した営業活動	13
③その他	1



4) 助成対象工事の条件について

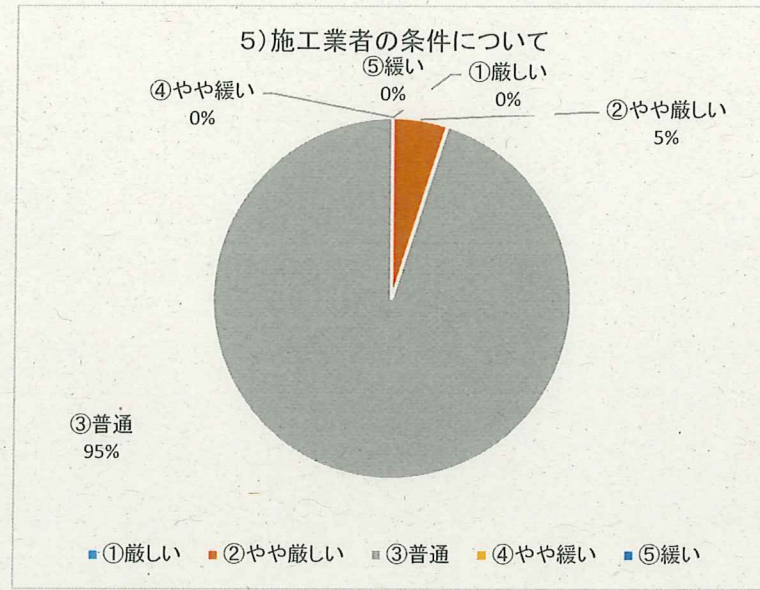
①厳しい	1
②やや厳しい	7
③普通	53
④やや緩い	0
⑤緩い	0



5) 施工業者の条件について

- ① 厳しい
- ② やや厳しい
- ③ 普通
- ④ やや緩い
- ⑤ 緩い

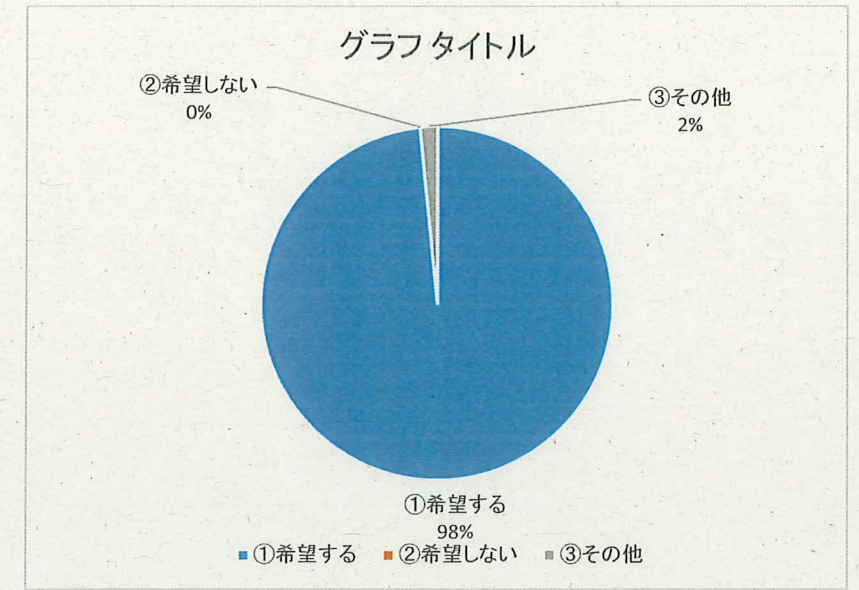
0  
3  
58  
0  
0



7) 今後の、この制度の継続について

- ① 希望する
- ② 希望しない
- ③ その他

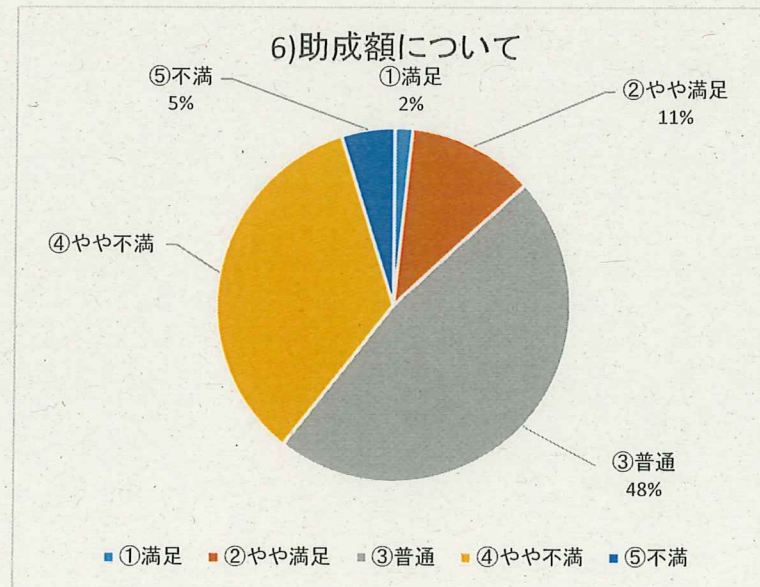
60  
0  
1



6) 助成額について

- ① 満足
- ② やや満足
- ③ 普通
- ④ やや不満
- ⑤ 不満

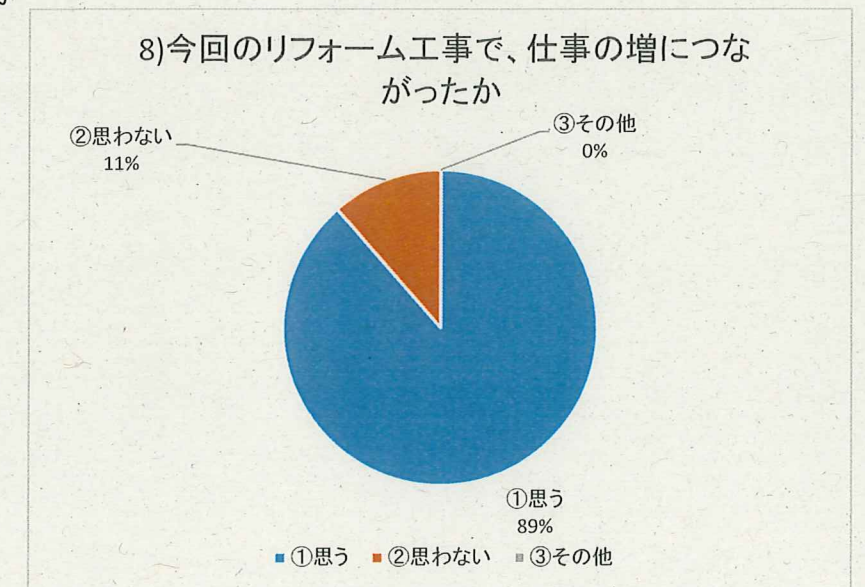
1  
7  
29  
21  
3



8) 今回のリフォーム工事で、仕事の増につながったか

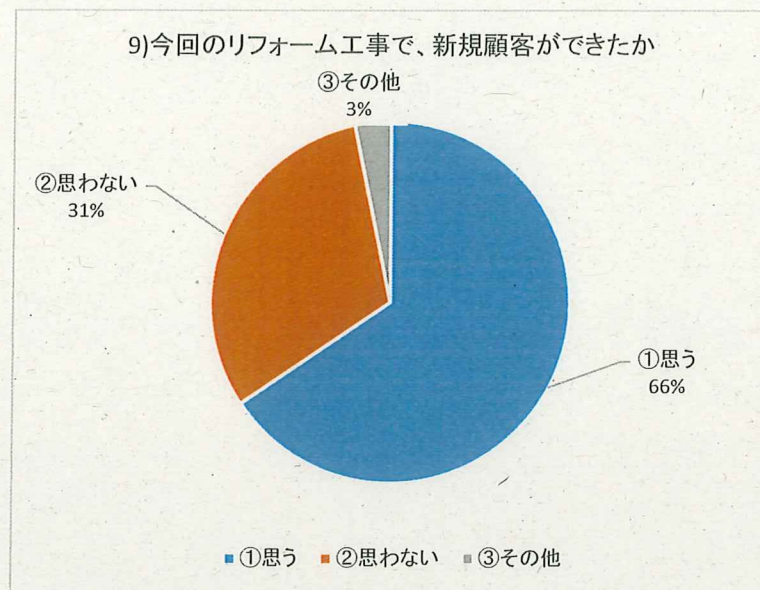
- ① 思う
- ② 思わない
- ③ その他

54  
7  
0



9) 今回のリフォーム工事で、新規顧客ができたか

- ①思う 40
- ②思わない 19
- ③その他 2



11) その他、ご意見があればお書きください。

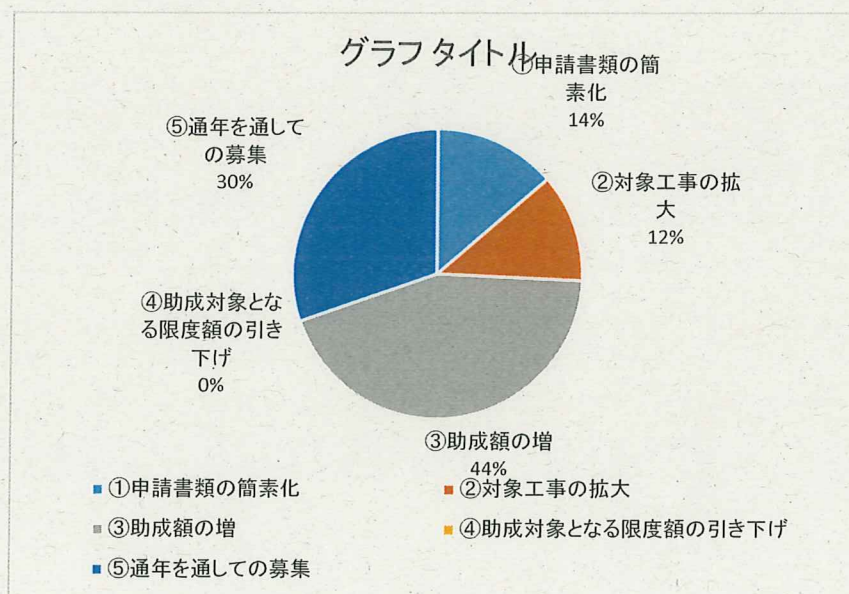
- 内示額などの通知書のコピーは省ければなど簡素化希望します。
- 審査に時間が掛かり過ぎる
- 防蟻工事も対象になるとお客様も喜ばれると思うのですが...
- この制度がある事が仕事につながりありがたい。

10) 今回のリフォーム工事を利用して、この制度を改善するとしたら最も重要と思われるものはどれか。

その理由(複数回答あり)

- ①申請書類の簡素化 9
- ②対象工事の拡大 8
- ③助成額の増 29
- ④助成対象となる限度額の引き下げ 0
- ⑤通年を通しての募集 20
- ⑥その他

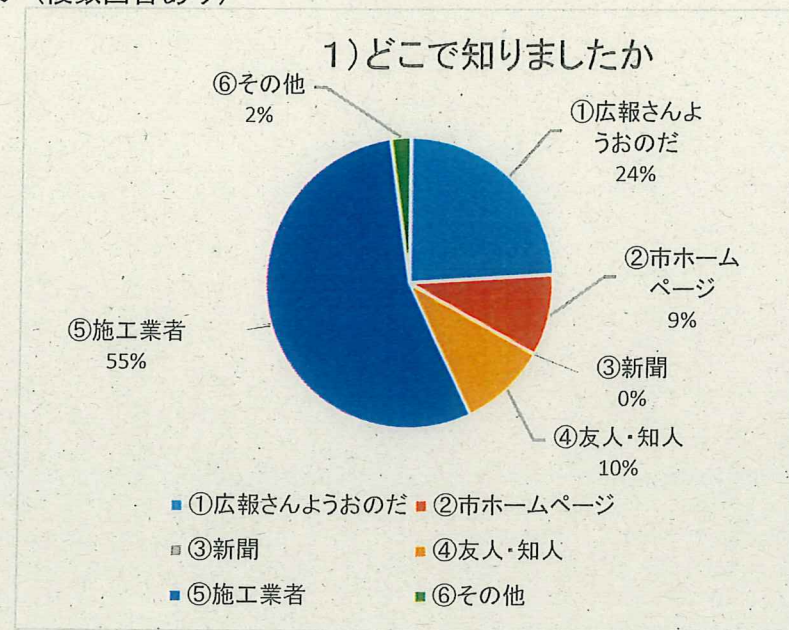
・100万～150万位の工事が多く上限10万なら...



（令和3年2月24日現在）  
（回収件数 112 枚）

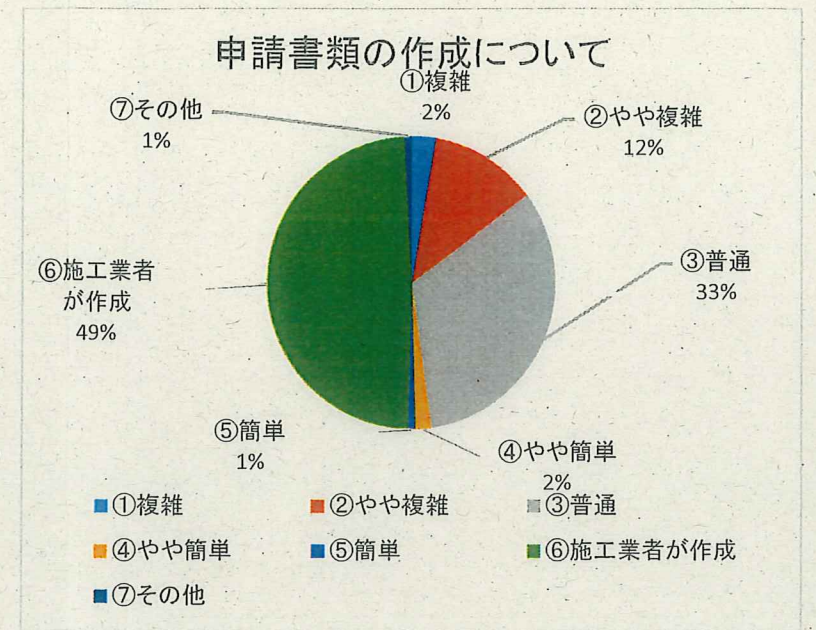
1) 住宅リフォーム資金助成事業をどこで知りましたか（複数回答あり）

①広報さんようおのだ	32
②市ホームページ	12
③新聞	0
④友人・知人	13
⑤施工業者	73
⑥その他	3



3) 申請書類の作成について

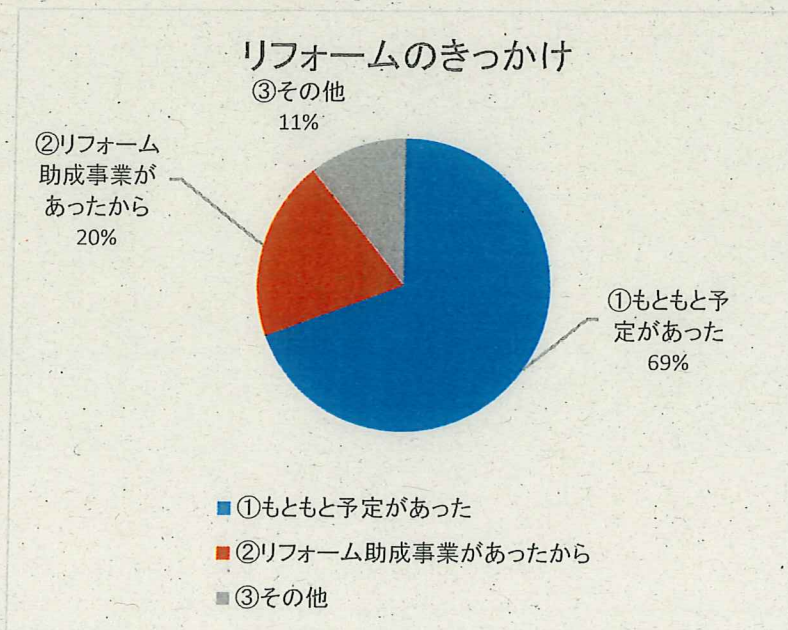
①複雑	3
②やや複雑	14
③普通	38
④やや簡単	2
⑤簡単	1
⑥施工業者が作成	56
⑦その他	1



2) リフォームのきっかけ

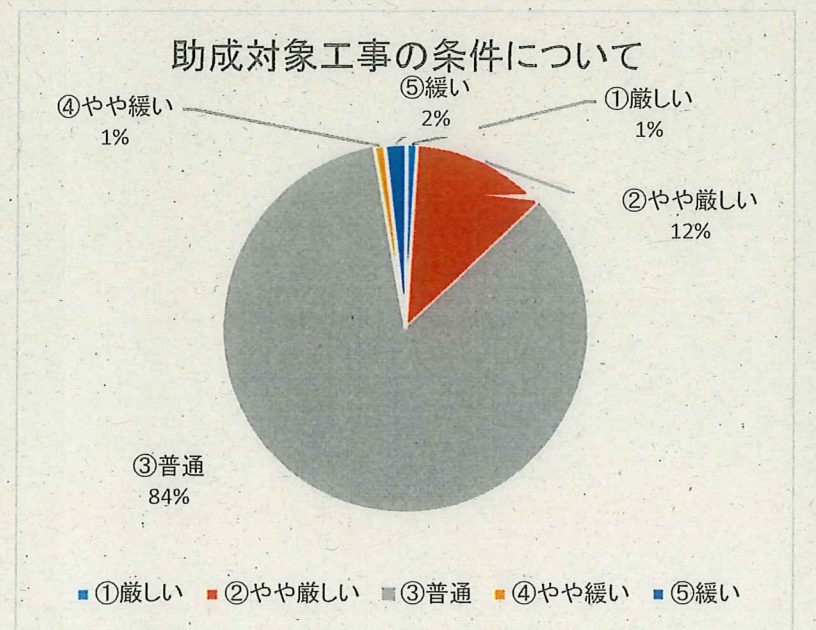
①もともと予定があった	77
②リフォーム助成事業があったから	22
③その他	12

- 長年使用していたトイレが水漏れしたから
- 時々タンクの水が止まらない
- 定期的な工事が必要
- 年数が経ち壊れているから
- ストックヤードを建てたかった為
- 瓦の劣化の為
- 大雨による雨漏り
- 大雨の時、ベランダから雨漏り、天井が落ちた為
- 風呂の故障
- 
- 
- 



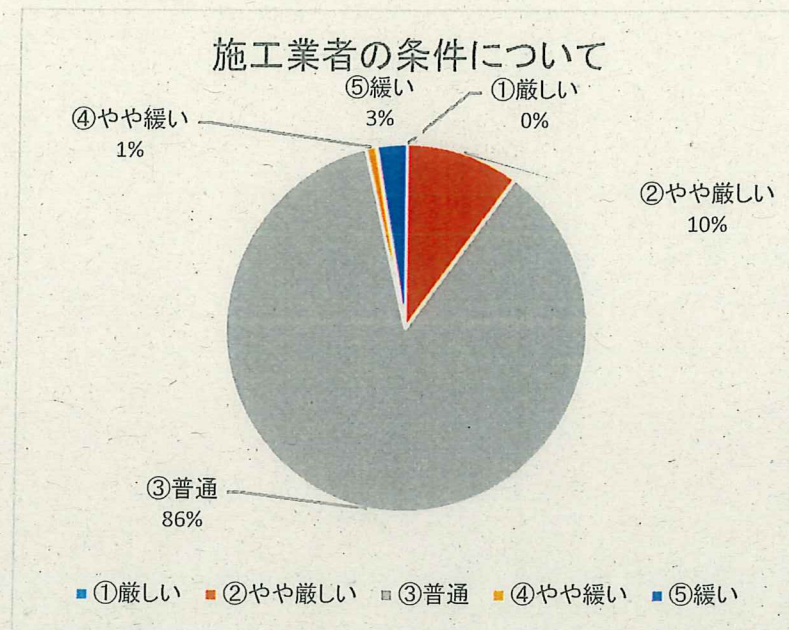
4) 助成対象工事の条件について

①厳しい	1
②やや厳しい	13
③普通	90
④やや緩い	1
⑤緩い	2



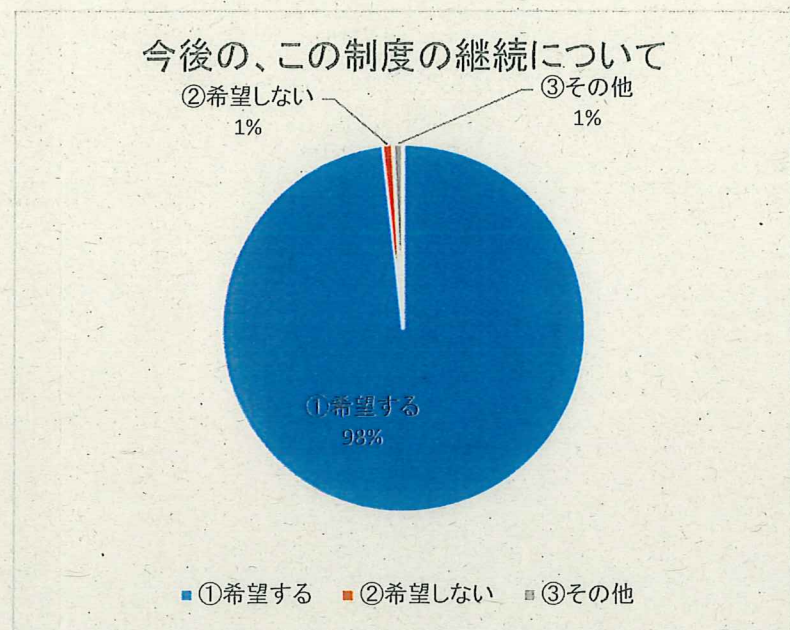
5) 施工業者の条件について

① 厳しい	0
② やや厳しい	11
③ 普通	94
④ やや緩い	1
⑤ 緩い	3



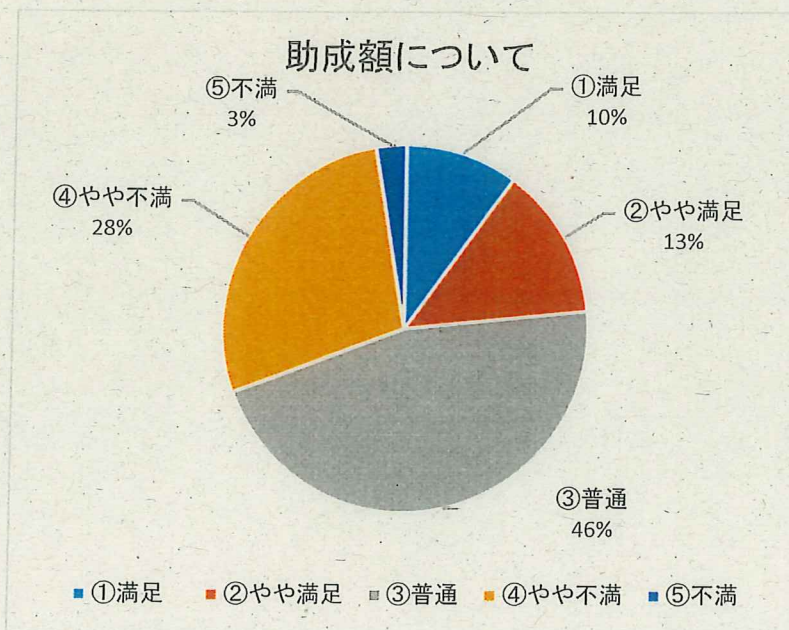
7) 今後の、この制度の継続について

① 希望する	108
② 希望しない	1
③ その他	1



6) 助成額について

① 満足	11
② やや満足	15
③ 普通	51
④ やや不満	31
⑤ 不満	3



8) ご意見

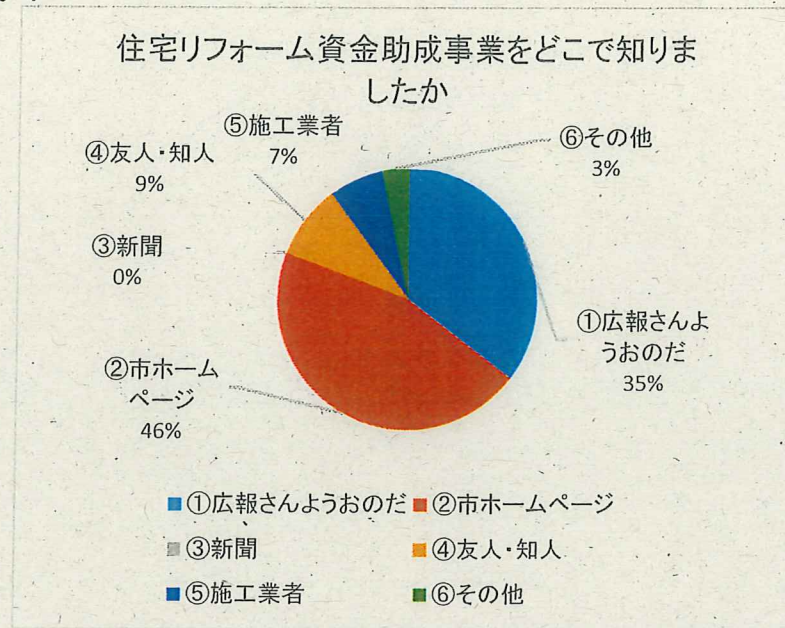
- ◎大変丁寧な仕事をさせていただき、感謝しております。
- ◎特に無ですが、助成金があるのでリフォームの動機づけとしてはいいきっかけとなると思います。
- ◎助成額に関しては高齢者等に依る年代別、収入別に区分格差があってもいいのではと思う。
- ◎助成金の上限をもう少し上げればリフォームも増えると思う。
- ◎市内業者の条件が整えば利用したいが、業者選定のハードルが高い、市の政策に協賛事業者一覧等があれば検討が進むと思う。
- ◎限度額を上げる。2年に一度は良い。
- ◎リフォーム工事に係る助成金の上限が7万円は、少なすぎる。100分の10額以上を希望。
- ◎要件に該当するリフォーム工事があれば、次回も利用したい。
- ◎毎年使えるようになるといいですね。
- ◎助成額のアップを要望します。
- ◎年金生活をしている者にとって大変助かりました。
- ◎毎年使えるといいです。
- ◎もう少し安くしてほしいです。

令和3年度 住宅リフォーム資金助成金アンケート(施工業者)

(令和4年2月24日現在)  
(回収件数 73 枚)

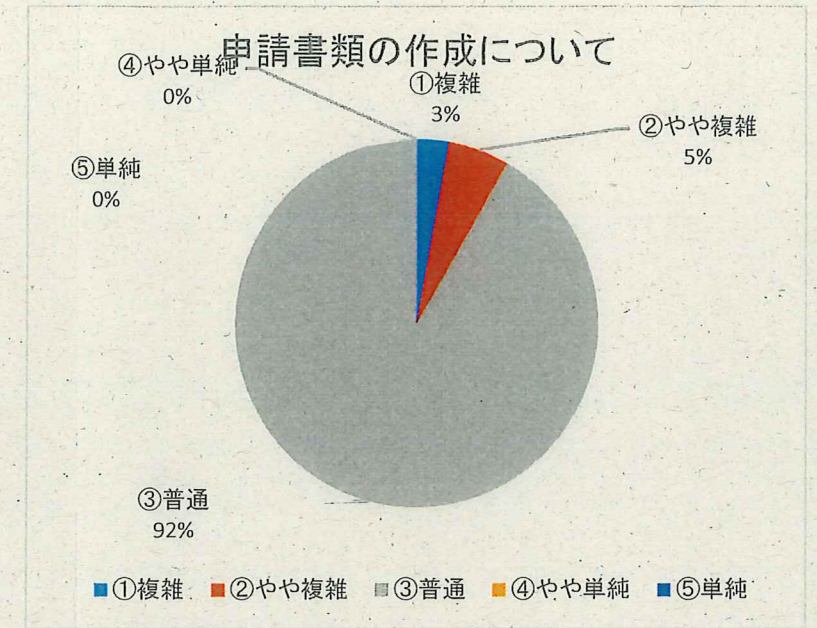
1) 住宅リフォーム資金助成事業をどこで知りましたか？

①広報さんようおのだ	31
②市ホームページ	40
③新聞	0
④友人・知人	8
⑤施工業者	6
⑥その他	3



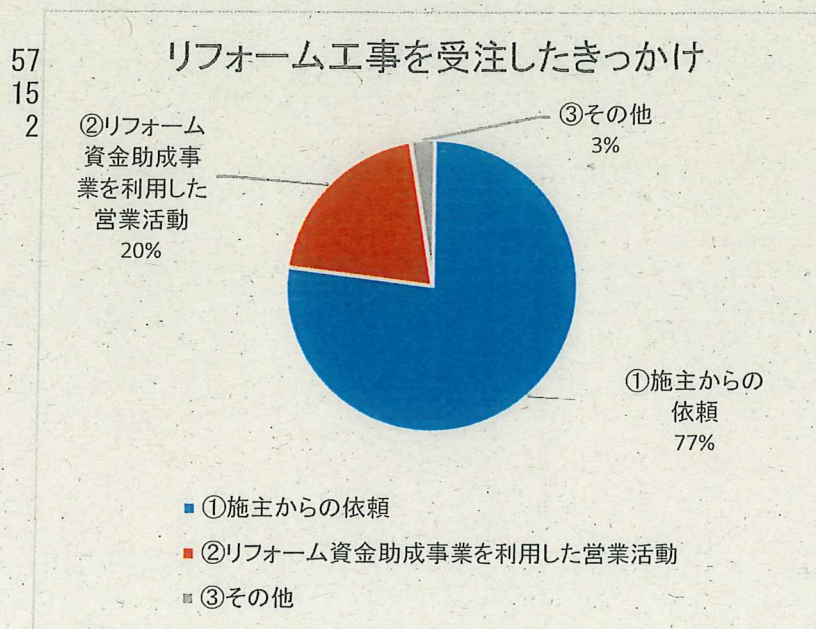
3) 申請書類の作成について

①複雑	2
②やや複雑	4
③普通	67
④やや単純	0
⑤単純	0



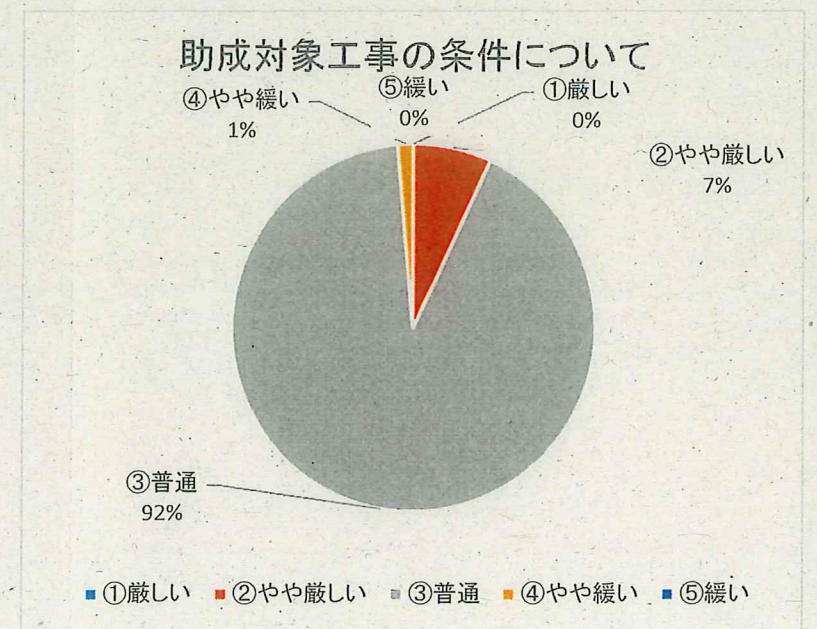
2) リフォーム工事を受注したきっかけ

①施主からの依頼	57
②リフォーム資金助成事業を利用した営業活動	15
③その他	2



4) 助成対象工事の条件について

①厳しい	0
②やや厳しい	5
③普通	67
④やや緩い	1
⑤緩い	0

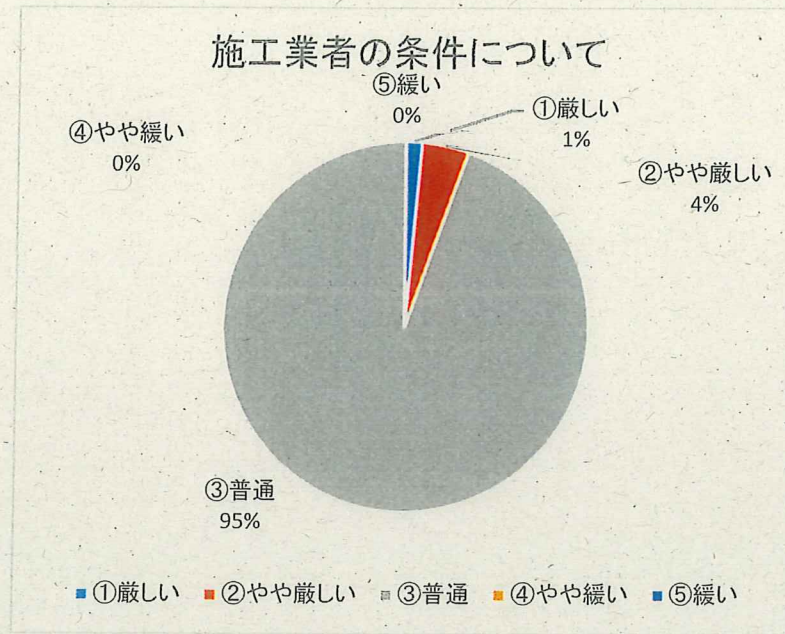




5) 施工業者の条件について

- ① 厳しい
- ② やや厳しい
- ③ 普通
- ④ やや緩い
- ⑤ 緩い

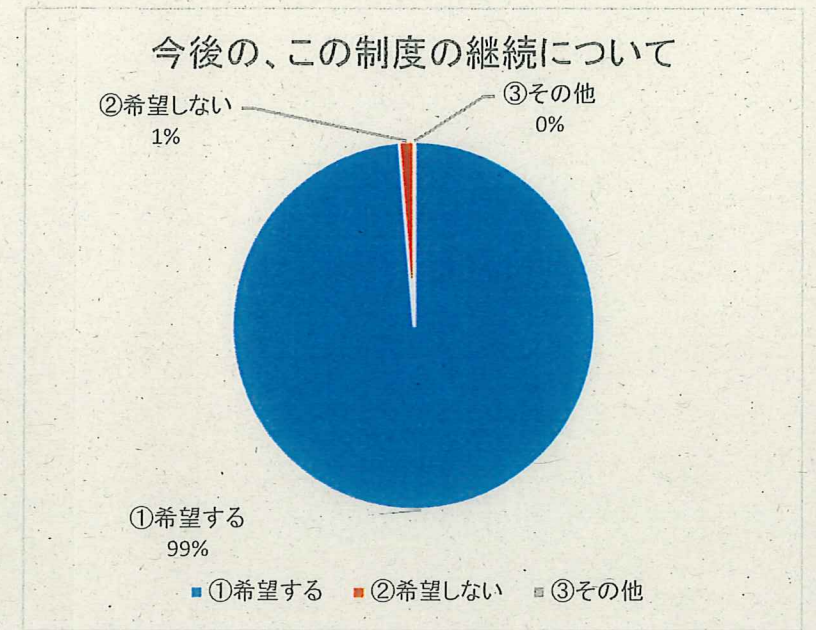
1  
3  
69  
0  
0



7) 今後の、この制度の継続について

- ① 希望する
- ② 希望しない
- ③ その他

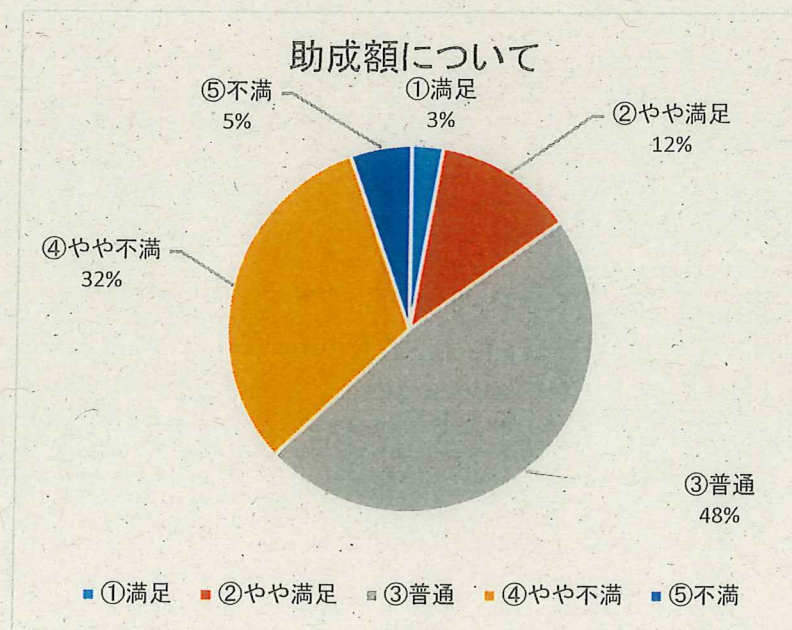
72  
1  
0



6) 助成額について

- ① 満足
- ② やや満足
- ③ 普通
- ④ やや不満
- ⑤ 不満

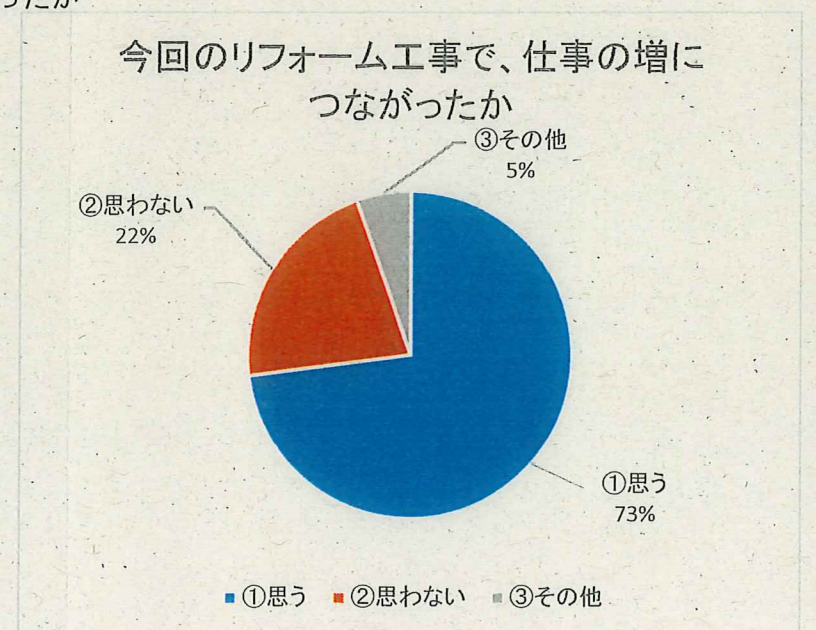
2  
9  
35  
23  
4



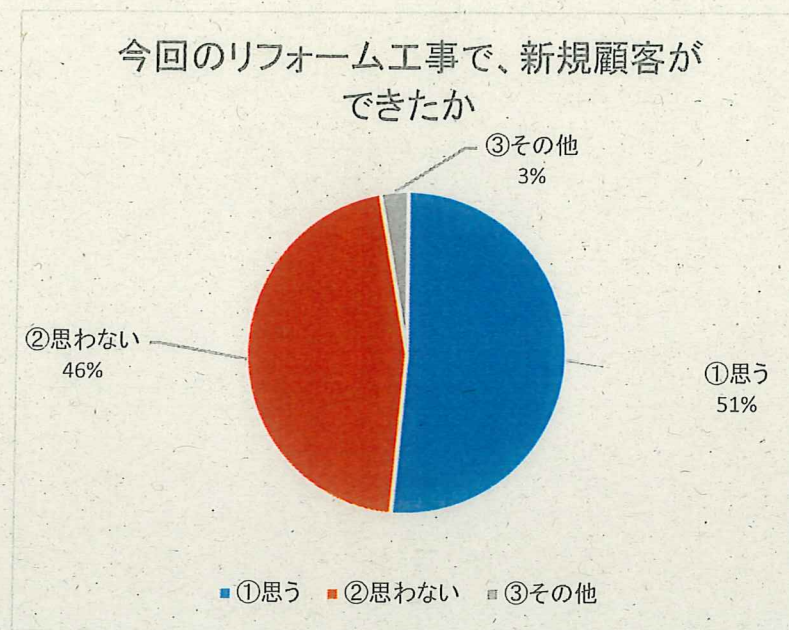
8) 今回のリフォーム工事で、仕事の増につながったか

- ① 思う
- ② 思わない
- ③ その他

54  
16  
4



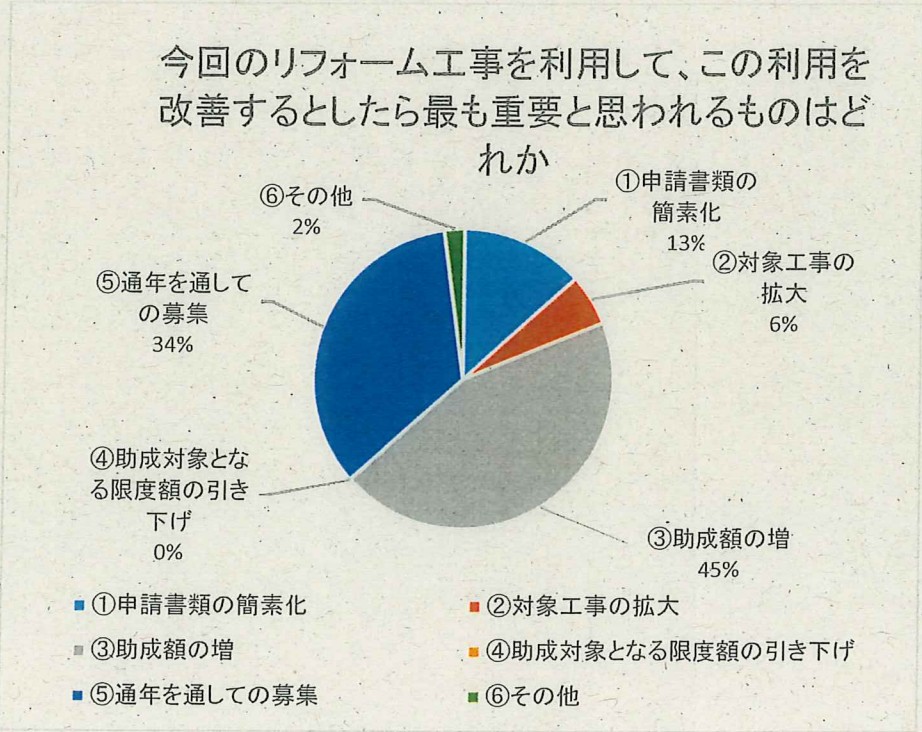
- 9) 今回のリフォーム工事で、新規顧客ができたか
- ①思う 37
  - ②思わない 33
  - ③その他 2



- 11) その他、ご意見があればお書きください。
- ◎ 少額の工事が多い。10万円以下も助成してほしい。
  - ◎ 利用者負担が減り、発注増に繋がる。
  - ◎ 助成待ちの工事の遅れ
  - ◎ 助成額が大きいほどお客様に営業しやすい
  - ◎ 納税等関係機関との結果が遅い！申請受付後、関係機関の可否決定状況次第では、否認する事もありうる事を申請者に事前通知すればいち早く工事に入られる。
  - ◎ リフォームを希望するお客様がたくさんおられるので、資金助成事業をもっと活用してほしいと思う。
  - ◎ 毎年使えると良い
  - ◎ 年金で生活している為、上限額を上げてほしい。

10) 今回のリフォーム工事を利用して、この制度を改善するとしたら最も重要と思われるものはどれか。その理由（複数回答あり）

- ①申請書類の簡素化 12
  - ②対象工事の拡大 5
  - ③助成額の増 40
  - ④助成対象となる限度額の引き下げ 0
  - ⑤通年を通しての募集 31
  - ⑥その他 2
- <⑥その他>
- ◎ 助成額が増えれば、成約率も上がると思う。
  - ◎ 件数が増える
  - ◎ 予算がなくなる事を考えずにお客様への対応が出来る



ここに、部門ごとの新規需要額を入れると、右側に波及効果額が表示されます。

		部門の例示	新規需要額 (単位：百万円)
01	農林漁業	米、野菜、畜産、漁業	0
06	鉱業	石油、原油、天然ガス	0
11	飲食料品	食肉、精米、パン類、冷凍食品、酒類	0
15	繊維製品	衣服、じゅうたん、帽子、寝具	0
16	パルプ・紙・木製品	木材、家具、紙、段ボール箱	0
20	化学製品	化学肥料、医薬品、化粧品、洗剤	0
21	石油・石炭製品	ガソリン、灯油、LPG、コークス	0
22	プラスチック・ゴム製品	プラスチック管、タイヤ、チューブ	0
25	窯業・土石製品	ガラス、セメント、陶磁器	0
26	鉄鋼	鋼板、鋼管	0
27	非鉄金属	銅、アルミニウム、電線、ケーブル	0
28	金属製品	鉄骨、シャッター、ボルト、ドラム缶、刃物	0
29	はん用機械	ボイラ、原動機、ポンプ	0
30	生産用機械	パワーショベル、ドリル、印刷機、旋盤、耕うん機	0
31	業務用機械	複写機、自動販売機、医療器具、カメラ	0
32	電子部品	半導体素子、液晶パネル、電子回路	0
33	電気機械	電気照明器具、エアコン、冷蔵庫	0
34	情報通信機器	パソコン、テレビ、デジタルカメラ、携帯電話機	0
35	輸送機械	乗用車、鉄道車両、航空機、船舶	0
39	その他の製造工業製品	印刷、革靴、楽器、がん具、時計、装身具	0
41	建設	住宅建築、建設補修、公共事業	171.022
46	電力・ガス・熱供給	電気、自家発電、都市ガス、熱供給	0
47	水道	上水道、工業用水、下水道	0
48	廃棄物処理	ごみ処理、産業廃棄物処理	0
51	商業	卸売、小売	0
53	金融・保険	金融、生命保険、損害保険	0
55	不動産	住宅賃貸、貸店舗、駐車場管理	0
57	運輸・郵便	鉄道、トラック輸送、航空輸送、水運、郵便	0
59	情報通信	電話、放送、ソフトウェア、映画制作、新聞	0
61	公務	国、地方公共団体	0
63	教育・研究	学校、研究所、図書館、博物館	0
64	医療・福祉	病院、保健所、保育所、福祉施設、介護	0
65	他に分類されない会員制団体	商工会議所、労働団体、学術団体	0
66	対事業所サービス	物品賃貸、広告、法律事務所、労働者派遣、警備業	0
67	対個人サービス	ホテル・旅館、飲食店、遊園地、冠婚葬祭	0
68	事務用品	鉛筆、消しゴム、テープ、のり	0
69	分類不明		0
合計			171.022

計算結果	
波及効果	
1	01
0	06
0	11
0	15
10	16
3	20
4	21
4	22
9	25
16	26
3	27
16	28
1	29
0	30
0	31
0	32
1	33
0	34
1	35
1	39
172	41
4	46
0	47
1	48
14	51
4	53
2	55
12	57
6	59
1	61
0	63
0	64
0	65
24	66
0	67
0	68
3	69
314	

ここに、部門ごとの新規需要額を入れると、右側に波及効果額が表示されます。

部門の例示		新規需要額 (単位：百万円)
01	農林漁業	0
06	鉱業	0
11	飲食料品	0
15	繊維製品	0
16	パルプ・紙・木製品	0
20	化学製品	0
21	石油・石炭製品	0
22	プラスチック・ゴム製品	0
25	窯業・土石製品	0
26	鉄鋼	0
27	非鉄金属	0
28	金属製品	0
29	はん用機械	0
30	生産用機械	0
31	業務用機械	0
32	電子部品	0
33	電気機械	0
34	情報通信機器	0
35	輸送機械	0
39	その他の製造工業製品	0
41	建設	0
46	電力・ガス・熱供給	163.625
47	水道	0
48	廃棄物処理	0
51	商業	0
53	金融・保険	0
55	不動産	0
57	運輸・郵便	0
59	情報通信	0
61	公務	0
63	教育・研究	0
64	医療・福祉	0
65	他に分類されない会員制団体	0
66	対事業所サービス	0
67	対個人サービス	0
68	事務用品	0
69	分類不明	0
合計		163.625

計算結果

波及効果		
0	01	
0	06	
0	11	
0	15	
9	16	
3	20	
4	21	
3	22	
9	25	
15	26	
3	27	
16	28	
1	29	
0	30	
0	31	
0	32	
1	33	
0	34	
1	35	
1	39	
164	41	
4	46	
0	47	
1	48	
13	51	
4	53	
2	55	
12	57	
5	59	
1	61	
0	63	
0	64	
0	65	
23	66	
0	67	
0	68	
3	69	
合計		300

# 住宅エコリフォーム推進事業、 住宅・建築物省エネ改修推進事業

拡充・見直し

令和5年度当初予算：  
住宅・建築物カーボンニュートラル総合推進事業(279.18億円)の内数、  
社会資本整備総合交付金等の内数

住宅・建築物のカーボンニュートラルの実現に向け、既存住宅の省エネ改修を加速するため、**住宅の省エネ改修等に係る支援メニューを見直し、設計・改修パッケージ補助を創設する。**

## 住宅(交付金及び補助金(直接補助))

### 省エネ診断

民間実施：国と地方で2/3 (直接補助の場合は国1/3)  
公共実施：国1/2

### 創設

### 定額方式

#### ■ 交付対象

省エネ設計等費及び省エネ改修工事費を  
合算した額

※設備の効率化に係る工事については、開口部・  
躯体等の断熱化工事と同額以下。

※ZEHレベルの省エネ改修と併せて実施する構造  
補強工事を含む。

※改修後に耐震性が確保されることが必要(計画  
的な耐震化を行うものを含む)。

※国による直接補助は、令和6年度末までに着手  
したものであって、改修による省エネ性能がZEH  
レベルとなるものに限定する。

#### ■ 交付額 (国と地方が補助する場合)

※省エネ改修の地域への普及促進に係る取組を  
行う場合に重点的に支援

省エネ基準適合 レベル	ZEHレベル
300,000円/戸 交付対象費用の4割 を限度	700,000円/戸 交付対象費用の8割 を限度

- \* 以下のいずれかに該当するものは、引き続き補助  
率方式も適用可能
- ・ 令和4年度に全体設計承認を受けたもの(補助金)
- ・ 令和5年度までに補助事業を創設する地方公共団  
体(社会資本総合整備計画に定める事業期間の  
間に限る。)(交付金)

### 廃止\*

### 補助率方式

#### 省エネ設計等

民間実施：国と地方で2/3  
(直接補助の場合は国1/3)  
公共実施：国1/2

#### 省エネ改修(建替えを含む)

#### ■ 対象となる工事

開口部、躯体等の断熱化工事、設備の効率化  
に係る工事

※対象となる省エネ改修(建替えを含む)の要件につ  
いては、定額方式の対象となる工事と同様。

#### ■ 交付率、補助率

民間実施：国と地方で、マンション 1/3、その他 23%  
(直接補助の場合は、国がマンション1/6、その他11.5%)  
公共実施：国 11.5%

#### ■ 補助限度額

(国と地方が交付率23%で補助する場合)

建物の 種類	省エネ基準 適合レベル	ZEHレベル
戸建 住宅	766,600円/戸	1,025,400円/戸 (※の場合360,000円/戸を加算)
共同 住宅	3,800円/㎡	5,000円/㎡ (※の場合3,000円/㎡を加算)

※ZEH化に対応するための構造補強を省エネ改修と併せて行う場合

## 建築物(交付金)

### 省エネ診断

民間実施：国と地方で2/3  
公共実施：国1/3

### 省エネ設計等

民間実施：国と地方で2/3  
公共実施：国1/3

#### 省エネ改修(建替えを含む)

#### ■ 対象となる工事

開口部、躯体等の断熱化工事、設備の効率化に係る  
工事

※設備の効率化に係る工事については、開口部・躯体等の工  
事と併せて実施するものに限る。

※改修後に耐震性が確保されることが必要(計画的な耐震化  
を行うものを含む)

※省エネ基準適合義務の施行後に新築された建築物又はその  
部分は、ZEHレベルへの改修のみ対象。

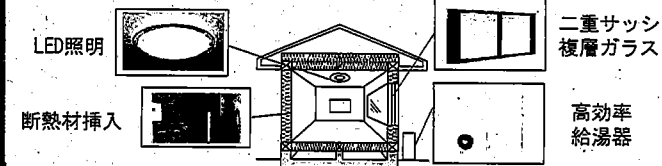
#### ■ 交付率

民間実施：国と地方の合計で23%  
公共実施：国11.5%

#### ■ 補助限度額 (国と地方が交付率23%で補助する場合)

省エネ基準適合レベル	ZEHレベル
5,600円/㎡	9,600円/㎡

#### 【既存住宅の省エネ改修のイメージ】



(参考)脱炭素社会に向けた住宅・建築物における省エネ対策等のあり方・進め方に関するロードマップ(2021.8)

2021年度(現在) 2022年度 2023年度 2024年度 2025年度 2026年度 2027年度 2028年度 2029年度 2030年度(中期) 2050年度(長期)

住宅

ホームアップ	小:説明義務 中:届出義務 大:届出義務	支援措置における省エネ基準適合要件化 (補助) (融資) (税)	省エネ基準適合義務化
レベルアップ	誘導基準等 BEI=0.9	国、地方自治体等の公的機関による率先した取組(ZEHの標準化)/補助要件等の見直し	誘導基準をZEHレベル(強化外皮基準&BEI=0.8)に引上げ 低炭素建築物、長期優良住宅の認定基準をZEHレベル(強化外皮基準&BEI=0.8)に引上げ 住宅性能表示制度においてZEHレベル以上の多段階の等級を設定(断熱等級&一次エネルギー消費量等級)
トップアップ	住宅TR制度の対象(注文戸建、 建売戸建、賃貸アパート)	住宅TR制度に分類マンション (BEI=0.9)を追加	住宅TR基準をZEHレベル(強化外皮基準&BEI=0.8)に引上げ(目標2027年度) 注文戸建住宅はBEI=0.75
既存	ZEH等の住宅に対する補助による支援	ZEH等の住宅に対する融資、税制による支援	ZEH+、LCCM住宅に対する補助による支援/低層共同住宅への展開等
	省エネ改修の推進	国や地方自治体等における温対法に基づく実行計画等を活用した計画的な省エネ改修の実施。 地方公共団体と連携した効率的かつ効果的な省エネ改修の促進。 ⇒耐震性のないストック:耐震改修と合わせた省エネ改修、省エネ性能の確保された住宅への建替えを誘導 ⇒耐震性のあるストック:開口部の断熱改修や部分断熱改修の推進 改修前後の合理的・効果的な省エネ性能の把握方法や評価技術の開発	消費者が安心して省エネ改修を相談・依頼できる仕組みの充実・周知

建築物

ホームアップ	小:説明義務 (2021年度~)	支援措置における省エネ基準適合要件化	省エネ基準適合義務化
レベルアップ	誘導基準等 BEI=0.8	国、地方自治体等の公的機関による率先した取組(ZEBの標準化)/補助要件等の見直し/官庁施設整備に適用する基準類の見直し	誘導基準等をZEBレベル(用途によりBEI=0.6又は0.7)に引上げ 低炭素建築物の認定基準をZEBレベル(同上)に引上げ
トップアップ	ZEBに対する補助による支援、認知度向上のための情報提供	先導的な取組に対する補助による支援 → LCCM建築物への展開	省エネ改修の推進
既存	省エネ改修の推進	国や地方自治体における温対法に基づく実行計画等を活用した計画的な省エネ改修の実施 地方公共団体と連携した効率的かつ効果的な省エネ改修の促進 改修前後の合理的・効果的な省エネ性能の把握方法や評価技術の開発	再生可能エネルギーの導入推進

再エネ

機器・建材TR制度の強化(基準見直し)、表示制度の見直し	機器・建材TR制度を通じた高性能の機器・建材の普及とコスト低減
未習熟な事業者の技術力向上を支援(実地訓練含む)	住宅・建築物の省エネ性能等のデータ整備、施行状況の継続的なフォローアップ ⇒ 基準の見直しに向けて検討、省エネ評価法の実態を踏まえた改善、新技術への速やかな対応
標準の簡素合理化	
木造建築物に関する建築基準法の取組の合理化検討	所要の制度的措置の実施
公共建築物の木造化・木質化の推進	
非住宅建築物や中高層住宅の木造化に対する支援/省エネ性能の高い木造住宅等の整備に対する支援	

新築される住宅・建築物についてZEH・ZEB基準の水準の省エネ性能が確保されているとともに、新築戸建住宅の6割において太陽光発電設備が導入されていることを目指す

ストック平均ZEH・ZEB基準の水準の省エネ性能が確保されているとともに、その導入を促進する。建築物における太陽光発電設備の再生可能エネルギーの導入の一般的な取り組みを目指す

継続的に見直し

遅くとも2030年までに義務基準をZEHレベル(強化外皮基準&BEI=0.8)に引上げ

遅くとも2030年までに各基準の引上げ

遅くとも2030年までに義務基準を中大規模はZEBレベル(用途に応じてBEI=0.6/0.7)、小規模はBEI=0.8に引上げ

遅くとも2030年までに各基準の引上げ

吸収源対策

上記は、関係各主体が共通の認識をもって今後の取組を進められるよう省エネ対策強化の取組のスケジュールを示すものであり、規制強化の具体的な実施時期及び内容については取組の進捗や資料、設備機器のコスト低減・一般化の状況等を踏まえて、社会資本整備等関係建築分科会等において審議の上実施する必要がある。

(目的)

第1条 この規則は、法令その他別に定めるもののほか、市の産業の振興、コミュニティの活性化、生活環境の向上、福祉・保健の増進、教育・文化・スポーツの高揚等を図るため、その事業を行う団体又は者に対し、補助金を交付することについて必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 削除

(補助の対象となる事業及び補助範囲)

第3条 補助の対象となる事業の種類及び補助範囲は、別表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、特に市長が必要があると認めるときは、別表の規定以外についても補助の対象とすることができる。

(補助金交付の申請手続)

第4条 補助金の交付を受けようとする団体又は者(以下「補助事業者」という。)は、補助金交付申請書に必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金交付の決定)

第5条 前条の規定により、補助金交付の申請があったときは、審査の上、適当と認めるものについて、予算の範囲内において補助金額を決定し、通知する。

2 前項の規定による補助金交付決定の際、補助金交付の趣旨を明確にするため、必要な指示又は条件を付することができる。

(報告義務)

第6条 補助事業者は、申請内容に変更がある場合又は完了した場合は、必要書類を添えて、市長に報告しなければならない。

2 申請内容に変更のある場合は、前条の規定に準じる。

3 補助事業者は、事業実施に係る必要な帳簿等を備え付け、整備しておかななければならない。

(補助金の返還)

第7条 市長は、補助事業者が補助金申請内容と異なる補助金の使用等を行った場合は、補助金交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることがある。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年3月22日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の小野田市女性団体連絡協議会補助金交付要綱(平成10年小野田市要綱)、小野田市若者会議補助金交付要綱(平成10年小野田市要綱)、小野田市国際交流協会補助金交付要綱(平成10年小野田市要綱)、小野田市ふるさとづくり推進地区助成金交付要綱(昭和60年小野田市要綱)、小野田市自治会事務費補助金交付要綱(平成11年小野田市要綱)、小野田市自治会連合会補助金交付要綱(平成11年小野田市要綱)、小野田市防犯対策協議会補助金交付要綱(平成11年小野田市要綱)、小野田市職域防犯協会補助金交付要綱(平成11年小野田市要綱)、小野田市道路反射鏡の設置助成等に関する規則(昭和53年小野田市規則第6号)、小野田市防犯外灯設置補助金交付要綱(平成11年小野田市要綱)、自治会館建設の助成に関する規則(昭和52年小野田市規則第20号)、小野田市社会福祉事業団本部事務局への補助に関する要綱(平成10年小野田市要綱)、小野田市知的障害者小規模作業所補助金交付要綱(平成12年小野田市要綱)、小野田市児童健全育成対策事業補助金交付要綱(平成7年小野田市要綱)、小野田市老人運動広場設置費等助成要綱(昭和59年小野田市要綱)、小野田市児童遊園地設置費等助成規則(昭和52年小野田市規則第19号)、小野田市災害援護資金借入金利息補助交付要綱(平成11年小野田市要綱)、小野田市資源ごみ再利用化推進奨励金交付要綱(平成7年小野田市要綱)、小野田市環境衛生推進協議会補助金交付要綱(平成11年小野田市要綱)、小野田市公衆浴場経営安定対策補助金交付要綱(平成11年小野田市要綱)、生ごみ処理容器設置に係る補助金交付要綱(昭和63年小野田市要綱)、小野田市電動式生ごみ処理機購入補助金交付要綱(平成12年小野田市要綱)、ごみ収納箱設置に係る補助金交付要綱(平成4年小野田市要綱)、小野田市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱(平成5年小野田市要綱)、小野田市地域管理墓地整備事業補助金交付要綱(平成10年小野田市要綱)、労働対策補助金交付要綱(平成8年小野田市要綱)、小野田市中小企業退職金共済掛金補助金交付要綱(昭和49年小野田市要綱)、小野田市高齢者就業機会確保事業費補助金交付要綱(昭和62年小野田市要綱)、小野田市乳用肥育子牛緊急育成促進事業補助金交付要綱(平成14年小野田市要綱)、小野田市有害鳥獣駆除奨励補助金交付要綱(平成12年小野田市要綱)、有害鳥獣駆除対策協議会育成補助金交付要綱(平成13年小野田市要綱)、小野田市水産業振興対策事業に係る補助金交付要綱(平成13年小野田市要綱)、小野田市水産振興対策補助金交付要綱(平成9年小野田市要綱)、小野田市ニューフィッシャー確保育成推進事業補助金交付要綱(平成14年小野田市要綱)、小野田市土地改良区等事業推進費補助金交付要綱(平成15年小野

田市要綱)、小野田市非補助土地改良事業利子補給金に関する規則(昭和34年小野田市規則第7号)、小野田市農産園芸等振興対策事業に係る補助金交付要綱(平成12年小野田市要綱)、施設園芸振興対策事業費補助金交付要綱(昭和57年小野田市要綱)、小規模土地改良事業等の助成に関する規則(昭和48年小野田市規則16号)、小野田市商工会議所補助金交付要綱(平成8年小野田市要綱)、小野田市イベント補助金交付要綱(平成8年小野田市要綱)、小野田市観光協会補助金交付要綱(平成8年小野田市要綱)、小野田市消費生活研究会補助金交付要綱(平成8年小野田市要綱)、小野田市商店街共同施設設置補助要綱(昭和51年小野田市要綱)、小規模土木事業の助成等に関する規則(昭和49年小野田市規則20号)、小野田市街路灯設置補助金に関する要綱(平成元年小野田市要綱)、小野田市高齢者向け優良賃貸住宅制度要綱(平成16年小野田市要綱)、小野田市高齢者向け優良賃貸住宅整備費補助金交付要綱(平成16年小野田市要綱)、小野田市高齢者向け優良賃貸住宅家賃減額補助金交付要綱(平成16年小野田市要綱)、小野田市優良住宅利子補給金交付要綱(平成5年小野田市要綱)、小野田市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱(平成14年小野田市要綱)、小野田市防火委員会補助金交付要綱(平成12年小野田市要綱)、小野田市消防団運営交付金交付要綱(平成13年小野田市要綱)、小野田市学校法人等の助成に関する要綱(昭和53年小野田市要綱)、小野田市私立幼稚園の助成に関する要綱(平成4年小野田市要綱)、小野田市中学校進路指導補助金交付要綱(平成11年小野田市要綱)、社会教育関係団体補助金交付要項(昭和35年小野田市要項)、小野田市教育文化振興基金の助成事業に関する要綱(平成2年小野田市要綱)、小野田市ふれあい教育推進地区指定事業市費補助要綱(平成6年小野田市要綱)、未成年者喫煙防止対策事業補助金要綱(平成10年小野田市要綱)、小野田市体育振興旅費補助金交付要綱(平成7年小野田市要綱)若しくは小野田市小・中学校体育振興補助金交付要綱(平成10年小野田市要綱)又は山陽町寝太郎人材育成基金交付助成細則(平成3年山陽町細則)、山陽町自治会事務費補助等に関する規則(昭和41年山陽町規則第1号)、山陽町防犯灯電気料補助金交付規則(昭和49年山陽町規則第41号)、山陽町防犯灯設置事業補助金交付規則(昭和48年山陽町規則第8号)、山陽町災害応急対策工事費町費補助の暫定措置に関する規則(昭和47年山陽町規則第24号)、山陽町一般廃棄物再生利用等推進事業補助金交付要綱(平成5年山陽町要綱)、公衆浴場経営合理化事業補助金交付規則(昭和51年山陽町規則第32号)、山陽町生ごみ処理容器設置費補助金交付要綱(平成6年山陽町要綱)、山陽町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱(平成2年山陽町要綱)、公衆浴場設備等改善資金に対する利子補給補助金交付規則(昭和48年山陽町規則第21号)、山陽町中小企業退職金共済掛金補助金交付要綱(昭和49年山陽町要綱)、山陽町農地流動化推進助成金交付要領(平成2年山陽町要領)、山陽町農業後継者の助成に関する規則(昭和53年山陽町規則第8号)、山陽町中山間地域等直接支払交付金交付要綱(平成12年山陽町要綱)、山陽町酪農振興に関する規則(昭和58年山陽町規則第9号)、山陽町肥育牛飼育奨励規則(昭和49年山陽町規則第22号)、山陽町肉用生産牛飼養奨励規則(昭和49年山陽町規則第24号)、山陽町森林病害虫防除促進対策事業補助金交付規則(昭和55年山陽町規則第1号)、有害鳥獣駆除事業補助金交付規則(昭和49年山陽町規則第40号)、山陽町漁業共済普及事業補助金交付規則(昭和40年山陽町規則第4号)、山陽町土地改良事業補助金交付規則(昭和54年山陽町規則第9号)、山陽町造林事業補助金交付規則(昭和48年山陽町規則第9号)、山陽町再造林促進事業補助金交付規則(昭和48年山陽町規則第12号)、山陽町森林組合が行う造林対策事業の利子補給に関する規則(昭和48年山陽町規則第7号)、山陽町同和地区中小企業利子補給補助金交付要綱(昭和60年山陽町要綱)、山陽町地区道路整備工事費補助金交付規則(昭和49年山陽町規則第19号)、山陽町高齢者向け優良賃貸住宅制度要綱(平成15年山陽町要綱)、山陽町高齢者向け優良賃貸住宅整備費補助金交付要綱(平成15年山陽町要綱)、山陽町高齢者向け優良賃貸住宅家賃減額補助金交付要綱(平成15年山陽町要綱)、山陽町高齢者向け優良賃貸住宅利子補給金交付要綱(平成15年山陽町要綱)、山陽町私立幼稚園補助金交付要綱(平成2年山陽町要綱)、山陽町私立幼稚園障害児教育費補助金交付要綱(平成2年山陽町要綱)、山陽町小・中学校各種全国大会出場経費補助金交付要綱(平成2年山陽町要綱)若しくは山陽町立小・中学校給食燃料費補助金交付要綱(平成7年山陽町要綱)(以下これらを「合併前の要綱等」という。)の規定により支出した、又は支出すべき補助金については、なお合併前の要綱等の例による。

(優良住宅利子補給金の交付の停止)

3 別表に掲げる優良住宅利子補給金については、当分の間、その交付を停止する。

附 則(平成18年3月29日規則第8号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年9月13日規則第43号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年1月26日規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年6月11日規則第27号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の山陽小野田市補助金交付規則の規定は、平成19年4月2日から適用する。

附 則(平成19年7月17日規則第31号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)



2 この規則の施行の際、現に優良住宅利子補給金に係る補助金交付申請書を受理したものについては、なお従前の例による。

附 則(平成20年2月19日規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年3月31日規則第5号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年9月1日規則第32号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年3月26日規則第10号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成21年7月1日規則第29号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年7月3日規則第28号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年8月19日規則第36号)

この規則は、公布の日から施行し、平成21年7月21日から適用する。

附 則(平成21年9月25日規則第43号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年11月13日規則第53号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年12月10日規則第58号)

この規則は、公布の日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則(平成21年12月14日規則第60号)

この規則は、公布の日から施行し、平成21年度分の補助金から適用する。

附 則(平成22年1月18日規則第3号)

この規則は、公布の日から施行し、平成21年度分の補助金から適用する。

附 則(平成22年3月4日規則第8号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年3月9日規則第9号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年4月15日規則第28号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年5月27日規則第33号)

この規則は、平成22年5月27日から施行する。

附 則(平成22年7月30日規則第42号)

この規則は、公布の日から施行し、平成22年7月15日から適用する。

附 則(平成22年9月10日規則第45号)

この規則は、平成22年10月1日から施行する。

附 則(平成22年11月4日規則第50号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年3月25日規則第18号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成23年6月17日規則第40号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年8月15日規則第44号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年1月30日規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年6月15日規則第43号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年7月9日規則第46号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(山陽小野田市補助金交付規則の一部改正に係る経過措置)

2 第6条の規定による改正後の山陽小野田市補助金交付規則別表に規定する敬老会運営補助金に係る補助率の算定については、平成25年度以降の年度分の補助金について適用し、平成24年度分までの補助金については、なお従前の例による。

附 則(平成24年7月31日規則第54号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年9月25日規則第60号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年11月8日規則第69号)

この規則は、公布の日から施行し、平成24年度分の補助金から適用する。

附 則(平成25年3月25日規則第8号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月28日規則第19号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月28日規則第20号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成25年7月1日規則第39号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年7月26日規則第40号)

この規則は、公布の日から施行し、平成25年度分の補助金から適用する。

附 則(平成25年8月1日規則第41号)

この規則は、公布の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則(平成25年10月3日規則第43号)

この規則は、公布の日から施行し、平成25年度分の補助金から適用する。

附 則(平成25年10月4日規則第44号)

この規則は、公布の日から施行し、平成25年度分の補助金から適用する。

附 則(平成25年11月12日規則第47号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年11月25日規則第50号)

この規則は、公布の日から施行し、平成25年度分の補助金から適用する。

附 則(平成26年2月21日規則第4号)

この規則は、平成26年3月1日から施行し、平成25年度分の補助金から適用する。

附 則(平成26年5月1日規則第31号)

この規則は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則(平成26年8月18日規則第38号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年8月29日規則第39号)

この規則は、公布の日から施行し、平成26年度分の補助金から適用する。

附 則(平成26年9月3日規則第40号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年3月5日規則第8号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に補助金交付申請書を受理している小規模土木事業補助金に係る補助率については、なお従前の例による。

附 則(平成27年3月12日規則第10号)

この規則は、公布の日から施行し、平成26年度分の補助金から適用する。

附 則(平成27年3月29日規則第17号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年4月1日規則第33号)

この規則は、平成27年5月1日から施行する。

附 則(平成27年4月1日規則第38号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年8月25日規則第46号)

この規則は、公布の日から施行し、平成27年度分の補助金から適用する。

附 則(平成27年12月14日規則第53号)

この規則は、平成27年12月14日から施行し、平成27年度分の補助金から適用する。

附 則(平成27年12月25日規則第59号)

この規則は、公布の日から施行し、平成27年度分の補助金から適用する。

附 則(平成28年3月3日規則第10号)

この規則は、公布の日から施行し、平成27年度分の補助金から適用する。

附 則(平成28年3月4日規則第30号)

この規則は、公布の日から施行し、平成27年度分の補助金から適用する。

附 則(平成28年3月31日規則第31号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月31日規則第32号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成28年4月1日規則第35号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年4月11日規則第37号)

この規則は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則(平成28年10月3日規則第50号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年12月15日規則第53号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年12月20日規則第54号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月31日規則第29号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成29年7月7日規則第37号)

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成29年度分の補助金から適用する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の山陽小野田市補助金交付規則別表に規定する農業次世代人材投資事業に係る補助金については、平成29年4月1日から新規に補助金の交付を申請しようとする者に係る補助金から適用し、同日前にこの規則による改正前の山陽小野田市補助金交付規則別表に規定する青年就農給付金の交付を申請した者に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則(平成29年8月1日規則第39号)

この規則は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則(平成30年1月18日規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年3月15日規則第10号)

この規則は、公布の日から施行し、平成29年度分の補助金から適用する。

附 則(平成30年3月30日規則第16号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年4月1日規則第31号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年4月1日規則第33号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年8月1日規則第41号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年8月1日規則第43号)

この規則は、公布の日から施行し、平成30年度分の補助金から適用する。

附 則(平成30年12月28日規則第55号)

この規則は、公布の日から施行し、平成30年度分の補助金から適用する。

附 則(平成31年3月25日規則第3号)

この規則は、公布の日から施行し、平成30年度分の補助金から適用する。

附 則(平成31年3月29日規則第13号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(平成31年4月1日規則第21号)

この規則は、公布の日から施行し、平成31年度分の補助金から適用する。

附 則(平成31年4月24日規則第26号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成31年4月24日規則第28号)

この規則は、公布の日から施行し、平成31年度分の補助金から適用する。

附 則(令和元年5月6日規則第29号)

この規則は、公布の日から施行し、平成31年度分の補助金から適用する。

附 則(令和元年10月1日規則第45号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和2年1月6日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行し、令和元年度分の補助金から適用する。

附 則(令和2年3月27日規則第16号)

この規則は、公布の日から施行し、令和元年度分の補助金から適用する。

附 則(令和2年3月31日規則第17号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年3月31日規則第21号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和2年4月1日規則第36号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年6月1日規則第42号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年7月6日規則第49号)

この規則は、公布の日から施行し、令和2年度分の補助金から適用する。

附 則(令和2年7月9日規則第51号)

この規則は、公布の日から施行し、令和2年度分の補助金から適用する。

附 則(令和2年7月17日規則第72号)

この規則は、公布の日から施行し、令和2年度分の補助金から適用する。

附 則(令和2年8月21日規則第52号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年10月5日規則第57号)

この規則は、公布の日から施行し、令和2年度分の補助金から適用する。

附 則(令和2年11月9日規則第64号)

この規則は、公布の日から施行し、令和2年度分の助成金から適用する。

附 則(令和2年11月19日規則第67号)

この規則は、公布の日から施行し、令和2年度分の補助金から適用する。

附 則(令和3年2月2日規則第4号)

この規則は、公布の日から施行し、令和2年度分の補助金から適用する。

附 則(令和3年3月23日規則第8号)

この規則は、公布の日から施行し、令和2年度分の補助金から適用する。

附 則(令和3年3月31日規則第14号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月31日規則第18号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月31日規則第20号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和3年4月1日規則第15号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年4月14日規則第23号)

この規則は、公布の日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。

附 則(令和3年6月11日規則第32号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年6月15日規則第33号)

この規則は、令和3年6月15日から施行する。

附 則(令和3年6月15日規則第34号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年7月26日規則第37号)

この規則は、公布の日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。

附 則(令和3年7月27日規則第38号)

この規則は、公布の日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。

附 則(令和3年9月13日規則第44号)

この規則は、公布の日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。

附 則(令和3年9月22日規則第45号)

この規則は、公布の日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。

附 則(令和3年11月18日規則第48号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年1月19日規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年1月26日規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年3月11日規則第17号)

この規則は、公布の日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。

附 則(令和4年3月31日規則第22号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月31日規則第25号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和4年4月1日規則第27号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年4月1日規則第29号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年4月1日規則第32号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年9月30日規則第44号)

この規則は、公布の日から施行し、令和4年度分の補助金から適用する。

附 則(令和4年12月1日規則第51号)

この規則は、令和4年12月1日から施行する。

別表(第3条関係)

事業の名称	適用範囲	対象団体又は者	補助対象額	補助率
公共的団体助成金	団体の運営費又はその団体の実施する行事等の事業費(以下「経費」という。)	公共的団体	経費	一部又は全部
土地開発公社補助金	公社の経営健全化等に係る経費	山陽小野田市土地開発公社	経費	一部又は全部
東京圏移住支援事業支援金	東京圏移住支援事業支援金に係る経費	個人	単身世帯 60万円 2人以上の世帯 100万円 (18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、18歳未満の者1人につき最大30万円を加算)	全部
お試し滞在利用補助金	市内での宿泊に要する費用	市外に居住し、本市への移住を検討している者	宿泊費	一部(ただし、1年度に1人につき4泊までとし、1泊7,000円を限度とする。)
スタジオ・スマイル補助金	ハロウィンイベント実施事業に係る経費	スタジオ・スマイル	経費	一部又は全部
ふるさとづくり関係事業助成金	団体の行事、人材育成等に係る経費	団体又は個人	経費	一部又は全部
地域情報通信格差是正事業補助金	ブロードバンド基盤整備推進事業	補助金交付対象事業を行う団体	施設・整備費及び必要経費	2分の1以内(ただし、500万円を限度とする。)
無線システム普及支援事業費等補助金	辺地共聴施設整備事業に係る費用	辺地共聴施設の整備を行う共聴組合	整備費用	一部
高度無線環境整備推進事業補助金	補助金交付対象事業に係る経費	補助金交付対象事業を行う団体	整備費用	一部
防災士育成補助金	防災士資格の取得に当たり、必要な研修に要した経費	防災士	経費	一部又は全部

自主防災組織 防災設備等整 備事業補助金	自主防災組織が防災 設備等を整備するた めの経費	自主防災組織	経費	一部又は全部
自治会館建設 補助金	自治会館の建設費(器 具、備品及び用地取 得を除く。)	自治会	建設費	2分の1以内(た だし、600万円 (2自治会以上が 建築面積150m <sup>2</sup> を超える自治会 館を建設する場 合で、かつ、当 該自治会の合計 世帯数が180世 帯を超えるとき は770万円)を限 度とする。)
	自治会館の修理費(建 築後5年以上を経過し た自治会館で、か つ、60万円以上の修 理費を必要とするも のに限る。)		修理費	2分の1以内(た だし、60万円を 限度とする。)
	自治会館の増築又は 改築費(修理費を含 む。)		増築又は改築費	2分の1以内(た だし、180万円 を限度とす る。)
	自治会館の用地取得 費(造成費を含む。)		用地取得費(ただし、助成対象面積に ついては350m <sup>2</sup> を限度とする。)	2分の1以内(た だし、330万円 (2自治会以上が 建築面積150m <sup>2</sup> を超える自治会 館の用に供する 用地を取得する 場合で、当該自 治会の合計世帯 数が180世帯を 超えるときは44 0万円)を限度と し、助成対象面 積については35 0m <sup>2</sup> を限度とす る。)
防犯外灯設置 補助金	防犯外灯の新設	自治会等	設置費	一部又は全部
	防犯外灯の修理		修理費	一部又は全部
防犯カメラ設 置補助金	犯罪の予防を目的と して地域が設置する 防犯カメラ等に係る 経費	自治会等	設置費	一部
老朽危険空家 等除却促進事 業補助金	解体業者に請け負わ せ老朽危険空家等を 除却し更地にする工 事	所有者等	補助対象事業に係る費用	一部
空き家利活用 改修補助金	居住の用に供するた め、空き家の性能の 維持及び向上に係る 改修を施工業者に依 頼して行う工事	空き家バンクに 登録されている 又は登録されて いた空き家を買 入又は賃貸借す る契約を締結し た個人	補助対象事業に係る費用	一部
山陽小野田市 空き家家財道 具等処分費補 助金	空き家の利活用の促 進を図ることを目的 に業者に委託して行 う家財道具等の処分	山陽小野田市空 き家バンク制度 に登録して入居 者募集を行って いる空き家の所 有者等	補助対象事業に係る費用	一部
まち歩きガイ ドマップ作成 費補助金	まち歩きガイドマッ プ作成に係る経費	山陽小野田市ふ るさとづくり協 議会	経費	一部又は全部

山陽小野田市誕生10周年記念事業ユース会議補助金	山陽小野田市誕生10周年記念事業ユース会議の実施する事業に係る経費	山陽小野田市誕生10周年記念事業ユース会議	経費	一部又は全部
キャンプ誘致推進事業補助金	ナショナルチームキャンプ実施事業に係る経費	補助金交付対象事業を行う団体	経費	一部又は全部
公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学授業料等減免補助金	大学等における修学の支援に関する法律(令和元年法律第8号)に規定する授業料等減免に要する費用	公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学	入学金及び授業料の減免費用	全部
公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学施設整備費補助金	山陽小野田市立山口東京理科大学施設整備事業	公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学	整備に要する経費	一部又は全部
地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金事業補助金	補助金交付対象事業に係る経費	補助金交付対象事業を行う団体	設置等に要する経費	一部又は全部
介護施設等整備補助金	補助金交付対象事業に係る経費	補助金交付対象事業を行う団体	整備等に要する経費	一部又は全部
介護施設等開設準備経費補助金	補助金交付対象事業に係る経費	補助金交付対象事業を行う団体	開設準備に要する経費	一部又は全部
敬老会運営補助金	敬老会の式典、アトラクション等に係る経費	地区社会福祉協議会	敬老会の運営に要する経費	地区に居住する当該年度の7月1日における住民基本台帳に登録された満74歳以上の者の人数に別に定める補助金単価を乗じた額と定額補助金を合算した額の範囲内
地域見守りネットワーク整備強化事業費補助金	地域見守りネットワーク整備強化事業費	山陽小野田市社会福祉協議会	事業の実施に要する経費	一部又は全部
ふれあい運動会補助金	ふれあい運動会の開催に要する経費	山陽小野田市社会福祉協議会	ふれあい運動会の開催に要する経費	一部又は全部(ただし、1年1回とし、30万円を限度とする。)
地域ふれあい型事業補助金	地域ふれあい型事業の実施に要する経費	補助金交付対象事業を実施する団体	事業の実施に要する経費	一部又は全部
災害援護資金利子補給金	平成22年7月15日の大雨災害に係る災害援護資金(以下「災害援護資金」という。)の利息	災害援護資金借入者	災害援護資金償還利息	10分の10

児童遊園地設置費等助成金	児童遊園地の新設	自治会	用地取得費(借地の場合を含む。)及び建設費	(1) 用地取得費の80%の額(ただし、160万円(借地の場合は5万円)を限度とする。) (2) 建設費の80%の額(ただし、80万円を限度とする。)
	児童遊園地の補修		遊戯施設の補修費及び敷地の整正費	(1) 補修費の80%の額(ただし、16万円を限度とする。) (2) 敷地整正費の80%の額(ただし、8万円を限度とする。)
	自治会が借地により開設している児童遊園地		借地料	年間借地料の80%の額(ただし、5万円を限度とする。)
	市長が特に認めた場合			市長が定めた額
出産祝金	出産祝金	出生児の養育者	出生児一人につき5万円	全部
入学祝金	入学祝金	就学児の養育者	就学児一人につき5万円	全部
ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等給付金	資格取得に要する経費	母子家庭の母又は父子家庭の父	市長が定める資格につき、養成機関において一定期間以上のカリキュラムを修業し、資格取得が見込まれる者の資格取得に要する経費等	訓練促進給付金 修了支援給付金 国において定める額
ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金	教育訓練講座受講に要する経費	母子家庭の母又は父子家庭の父	市長が指定する講座につき、対象講座を受講するために支払った費用(ただし、補助対象額が20,000円以下のときを除く。)	対象経費の100分の60に相当する額(200,000円限度)(以下この項において「補助金額」という。)。ただし、雇用保険法(昭和49年法律第116号)及び雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)による一般教育訓練給付金の支給を受けた場合は、補助金額から支給を受けた一般教育訓練給付金の額を差し引いた額
施設整備補助金	保育所整備事業	保育所を整備しようとする者	整備に要する経費	4分の3以内
保育所等業務効率化推進事業費補助金	保育業務支援システム導入事業及びビデオカメラ設置事業	保育所、幼保連携型認定こども園並びに地域型保育事業(居宅訪問型保育事業を除く。)及び企業主導型保育事業を実施するもの	対象経費と算定基準額とを比較して少ない方の額	10分の10以内
保育所等ICT化推進事業費補助金	保育所等におけるICT化推進事業	保育所、幼保連携型認定こども園	対象経費と算定基準額とを比較して少ない方の額	4分の3以内



助金		園及び地域型保育事業を行う事業所		
保育所等事故防止推進事業費補助金	事故防止にかかる備品の購入等に係る経費	保育所、幼保連携型認定こども園及び地域型保育事業を行う者	補助対象経費の実支出額(50万円を上限とする。)と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額を比較して少ない方の額	4分の3
保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業補助金	保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業	特定教育・保育施設、特定地域型保育事業所	対象経費と算定基準額とを比較して少ない方の額	10分の10以内
新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金	対象施設等において、職員が新型コロナウイルス感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施するために要する経費及び新型コロナウイルス感染症予防対策に係る物品の購入等に係る経費	保育所、地域型保育事業を行う者、延長保育事業を実施する者、子育て短期支援事業を実施する者、地域子育て支援拠点事業を実施する者、一時預かり事業を実施する者、病児保育事業を実施する者及び児童クラブを実施する者	対象経費と算定基準額とを比較して少ない方の額	10分の10以内 (ただし、事業ごとに国において定める額を限度とする。)
新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金(緊急包括支援事業費)	新型コロナウイルス感染症予防対策に係る物品の購入等に係る経費及び対象施設等において、職員が新型コロナウイルス感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施するために要する経費	保育所、地域型保育事業を行う者、延長保育事業を実施する者、子育て短期支援事業を実施する者、地域子育て支援拠点事業を実施する者、一時預かり事業を実施する者、病児保育事業を実施する者及び児童クラブを実施する者	対象経費と算定基準額とを比較して少ない方の額	10分の10以内 (ただし、500,000円を限度とする。)
私立保育園副食費補助金	登園自粛及び臨時休園期間中に副食費を日割計算することによる減額相当額	私立保育所	対象経費と食材を調達するに要した経費から副食費その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額	10分の10以内
相談支援体制強化事業費補助金	新型コロナウイルスの感染拡大防止に配慮した相談支援体制強化事業	利用者支援事業を実施する者及び地域子育て支援拠点事業を実施する者	対象経費と算定基準額とを比較して少ない方の額	10分の10以内 (ただし、500,000円を限度とする。)
病児保育施設整備補助金	病児保育施設整備事業	医療法(昭和23年法律第205号)第7条の規定に基づき許可を受けた病院、診療所及び同法第8条の規定に基づき届出をした診療所の開設者、日本赤十字社、学校法人、公益社団法人、公益財団法人、特例社団法人並びに特例財団法人	対象経費と算定基準額とを比較して少ない方の額	10分の9以内
児童クラブ施設整備補助金	児童クラブ事業を実施するための開設準備経費	児童クラブを実施する者	対象経費と算定基準額とを比較して少ない方の額	10分の10以内

放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業補助金	放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業	児童クラブ事業を行う者	対象経費と算定基準額とを比較して少ない方の額	10分の10以内
はり・きゅう施設利用補助金	末梢神経疾患及び運動機能疾患に係るはり及びきゅうの2術	市内に住所を有する国民健康保険及び後期高齢者医療の被保険者が利用したはり・きゅう施設の施術者	施設利用料	初検料 200円 1術 700円 2術 800円 ただし、被保険者1人につき1日1回とし、1箇月に10日を超えることができない。
脳ドック検診補助金	脳ドックの検査費用	受診者	検査費用	一部
産科医等確保支援事業補助金	分娩を取り扱う病院、診療所及び助産所が分娩施設に勤務する産科医・産婦人科医及び助産師に対して、処遇改善を目的として分娩取扱件数に応じて支給する手当(分娩手当等)	市内に所在する分娩施設の開設者	分娩手当等	一部又は全部
新型インフルエンザワクチン接種費用助成金	新型インフルエンザワクチンの接種に係る費用	市内に住所を有する低所得者等	接種費用	全部
SOS健康フェスタ補助金	SOS健康フェスタの開催に要する経費	SOS健康フェスタの主催者	SOS健康フェスタに要する経費	一部
公的病院支援事業補助金	団体の運営費	小野田赤十字病院	経費	一部
がん患者医療用補整具購入助成費	医療用補整具の購入に係る費用	治療に伴う副作用等により医療用補整具等を必要とする者	購入費	一部
医療提供体制設備整備事業補助金	二次救急医療提供体制を良質かつ適切なものとするために必要な医療機器の購入費	病院群輪番制に参加する市内に開設された公立医療機関を除く医療機関	購入費	一部又は全部
生ごみ処理容器購入補助金	電動式生ごみ処理機の購入費(ただし、1世帯1基までとする。購入年度後5か年間は補助対象としない。)	市内に住所を有する者で、かつ、居住しているもの	購入費	2分の1(ただし、20,000円を限度とする。)
	土地埋込式生ごみ処理容器及びEM菌式生ごみ処理容器の購入費(ただし、当該年度1世帯2基までとする。)	市内に住所を有する者で、かつ、居住しているもの	購入費	2分の1(ただし、上限が1基につき1,500円)
	ダンボールコンポストの購入費(ただし、当該年度1世帯2基までとする。)	市内に住所を有する者で、かつ、居住しているもの	購入費	2分の1(ただし、上限が1基につき500円)
ごみ収納箱等設置補助金	ごみ収納箱等の購入費及び修繕費	自治会	購入費及び修繕費	2分の1(ただし、20,000円を限度とする。)
資源ごみ再利用化推進奨励金	資源ごみの再利用化を推進する団体の活動費	資源ごみの再利用化を推進する団体で、あらかじめ市に登録した団体	資源ごみ対象物を回収した量	資源ごみ対象物1kg又は11当たり3円
家庭用飲用井戸等整備事業	家庭用飲用井戸等の新設又は修繕に係る	未給水区域に住居し、若しくは	新設 限度額30万円	2分の1以内(ただし、補助対象

補助金	費用	居住しようとする者又は共同利用により施設を設置する代表者	修繕 限度額10万円	経費が3万円に満たない場合は除く。)
浄化槽設置整備事業補助金	下水道法(昭和33年法律第79号)第4条第1項の規定により公共下水道事業計画の認可を受けた区域及び山陽小野田市農業集落排水事業計画のうち認可された区域を除く区域において、専用住宅に設置される浄化槽、変則浄化槽又は高度処理型の浄化槽	設置者	設置等に要する経費	山陽小野田市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱に定める金額を限度とする。
中小企業退職金共済掛金事業主負担補助金	中小企業者がその従業員について新たに退職金共済契約を締結し、かつ、当該退職金共済契約の効力を生じた日の属する月からの掛金	中小企業者	退職共済掛金	1人1箇月450円
高齢者就業機会確保事業費等補助金及び雇用開発支援事業費等補助金	シルバー人材センターの管理運営費及び事業費	シルバー人材センター	管理運営費及び事業費	全部又は一部
創業応援事業補助金	事業運営に要する経費	山陽小野田市創業支援事業計画(平成28年5月20日認定)で定める特定創業支援事業に係る証明書の交付を受けて市内で創業した者	事業費	一部
空き店舗等リニューアル補助金	空き店舗等のリフォームに要する経費	補助対象事業を行う者	補助対象事業に係る費用	2分の1以内(ただし、50万円を限度とする。)
商店街共同施設設置費補助金	街路灯、ネオンアーチアーケード等の設置費	商店街団体	設置等に要する経費	10分の8以内(ただし、2,000万円を限度とする。)
地方バス路線維持費補助金	市内を運行する生活交通路線、生活バス路線経費	乗合バス事業者	運行経費	一部
バス活性化システム整備費補助金	バスの利用促進を目的として整備されるシステムの導入経費	乗合バス事業者	導入経費	一部
交通施設バリアフリー化整備事業補助金	駅舎における移動の円滑化等のために実施されるバリアフリー化設備の整備費	鉄道事業者	整備費	一部
JR小野田線利用促進事業補助金	JR小野田線の利用促進を目的とした事業費	JR小野田線利用促進協議会	事業費に要する経費	一部又は全部
山陽小野田市プレミアム付商品券事業補助金	山陽小野田市プレミアム付商品券事業の実施に係る経費	補助金交付対象事業を行う団体	事業の実施に要する経費	一部又は全部
観光振興事業補助金	観光振興事業に係る経費	山陽小野田観光協会	経費	一部又は全部
山陽小野田市事業継続給付	事業継続に要する経費	法人又は個人事業主	事業費	1事業者につき20万円

金事業				
山陽小野田市飲食店及び飲食店関連事業者等支援給付金事業	事業継続に要する経費	飲食店、飲食店関連事業者及びタクシー事業者等	事業費	1事業者につき20万円
自然災害等における中小企業者緊急支援事業補助金	中小企業者の経営支援に要する経費	小野田商工会議所及び山陽商工会議所	経費	全部又は一部
諸行事補助金	地域振興と交流促進を目的として市長が定めるイベントの経費	イベント主催者	イベント経費	一部
勤労青少年交流事業助成金	交流事業及び上部団体主催事業参加に要する経費	勤労青少年ホーム利用者協議会	交流事業費及び旅費	全部
農業振興対策事業補助金	生産、運送等に係る施設、設備の整備費	農業協同組合等	整備費	10分の10以内
地産地消事業補助金	地産地消の促進を目的とした農作物の生産支援、事業啓発等に要する経費	農業協同組合等	事業費	3分の1以内
農業管理センター運営費補助金	農業管理センターの運営	農業協同組合	運営に要する経費	2分の1以内
農作物鳥獣被害防止強化対策事業補助金	被害防止設備設置費	農業協同組合	設置費	4分の3以内
農業次世代人材投資事業	国の実施要綱に基づいて行う事業	青年就農者	新規就農者の経営安定のための資金	国の交付単価による。
中山間地域等直接支払交付金	農業生産活動費	結集集落	農業生産活動に要する経費	国の交付単価による。
環境保全型農業直接支払交付金事業	国の実施要綱に基づいて行う事業	農業者団体	国が定める地球温暖化防止、生物多様性保存等に効果の高い営農活動に要する経費	国の交付金額による。
多面的機能支払制度補助金	国の実施要綱に基づいて行う事業	広域活動組織及び活動組織	国の定める農地維持活動及び資源向上活動に要する経費	国の補助単価による。
農業基盤施設等整備事業補助金	事業償還額	農業協同組合	事業償還額	10分の10以内
山陽小野田市土地改良区等事業推進費補助金	土地改良施設の維持管理及び排水機場整備事業費の償還	土地改良区、農業協同組合等	土地改良施設の維持管理費及び排水機場整備事業費の償還金	10分の10以内
経営規模拡大支援事業	経営規模拡大支援事業	山陽小野田市地域担い手育成総合支援協議会	利用権設定により一定の要件を満たす集積を行った認定農業者等に交付する補助事業に係る経費	2分の1
経営構造対策事業補助金	国の実施要領に基づいて行う経営構造施設等整備事業	農業法人	整備事業に要する経費	10分の10以内
農業経営体質強化事業	山口県の農業経営体質強化事業実施要領(平成27年4月1日制定)に規定する事業	農業生産法人、農業協同組合、特認団体(市長が知事と協議をして認める団体)	高収益作物の導入・拡大、法人等が連携して取り組む低コスト化に必要な機械・施設等の整備 1 高収益化対策 (1) 主穀用共同利用機械 ・共同利用機械 ・乾燥調製用機械 (2) 園芸用機械・施設 ・共同利用機械 ・栽培管理施設 ・集出荷調製等施設 2 低コスト化対策 (1) 主穀用共同利用機械	1の(1)及び2の(1)は2分の1以内、1の(2)及び2の(2)は3分の1以内(ただし、消費税の納税義務者については、消費税分を除く額を補助事業費とする。)

			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 共同利用機械</li> <li>・ 乾燥調製用機械</li> <li>(2) 園芸用機械・施設</li> <li>・ 共同利用機械</li> <li>・ 栽培管理施設</li> <li>・ 集出荷調製等施設</li> </ul>	
新規農業就業者定着促進事業	山口県の新規農業就業者定着促進事業実施要領(平成27年4月1日制定)に基づいて行う新規農業就業者定着促進事業	県の認定を受けた指導農家等	指導農家等が担い手養成現地研修の研修生を受け入れるために必要な経費	県の交付単価による。
		新規就業者を受け入れた法人	法人が新規就業者を育成するために必要な経費	県の交付単価による。
新規就業者等産地拡大促進事業	山口県の新規就業者等産地拡大促進事業実施要領(平成30年3月28日制定)に規定する事業	農業協同組合、農地所有適格法人等	新規就業者の受入体制整備及び産地の生産強化に必要な機械・施設等の整備支援に要する経費 (1) 共同利用機械 (2) 栽培管理施設 (3) 集出荷調製等施設	3分の1以内(ただし、消費税の納税義務者については、消費税分を除く額を補助事業費とする。)
担い手確保・経営強化支援事業	国の実施要綱に基づいて行う事業	適切な人・農地プランに位置づけられた中心経営体	事業実施に要する経費	2分の1以内(ただし、消費税の納税義務者については、消費税分を除く額を補助事業費とする。)
新規就農者支援事業	農業用機械又は施設等の整備に要する経費及び家賃	認定新規就農者	農業用機械・施設の購入費	2分の1以内(ただし、消費税の納税義務者については、消費税分を除く額を補助事業費とする。)
			農業用機械・施設のリース料	2分の1以内(ただし、消費税の納税義務者については、消費税分を除く額を補助事業費とする。)
			市外から転入した認定新規就農者が支払う家賃	2分の1以内
担い手支援事業	農業用機械又は施設等の整備に要する経費	認定農業者	農業用機械・施設の購入費	2分の1以内(ただし、消費税の納税義務者については、消費税分を除く額を補助事業費とする。)
山陽小野田市水稻生産者次期作応援事業	山陽小野田市へ令和3年度水稻生産実施計画書を提出した農業者が令和3年産の作付けに供するため購入した種子代又は農業者が山陽小野田市内のほ場で令和3年産の作付けに供するため購入した種子代	山口県農業協同組合又は農業者	種子の購入費	2分の1以内又は購入価格から県補助金等を差し引いた額

コロナに負けない農業経営実践加速化事業	山口県のコロナに負けない農業経営実践加速化事業実施要領(令和2年10月29日制定)に規定する事業	中核経営体等	新型コロナウイルス感染症防止対策を徹底することで生じる人手不足等への対応を示したプランの作成・実践に要する経費	定額(ただし、15万円を限度とする。)
			「コロナ対応経営強化プラン」の実践に必要な機械・施設等の整備に要する経費 (1) 栽培管理機械・施設 (2) 集出荷調整等機械	3分の1以内(ただし、消費税の納税義務者については、消費税分を除く額を補助事業費とする。)
山陽小野田市6次産業化・農商工連携応援協議会補助金	6次産業化・農商工連携応援プランの策定に要する経費	山陽小野田市6次産業化・農商工連携応援協議会	経費	10分の10以内(上限額200万円)
山陽小野田市6次産業化・農商工連携応援事業補助金	6次産業化・農商工連携応援プランを実行するために必要な経費	山陽小野田市6次産業化・農商工連携応援協議会の支援を受け、6次産業化・農商工連携応援プランを作成し、市長から承認を受けた者	経費	2分の1以内(上限額150万円)
集落営農法人連合体育成事業	山口県の集落営農法人連合体育成事業実施要領(平成28年4月1日制定)に基づいて行う事業	集落営農法人連合体又は集落営農法人連合体を構成する法人	事業実施に要する経費	3分の1以内(ただし、消費税の納税義務者については、消費税分を除く額を補助事業費とする。)
産地パワーアップ事業	国の実施要綱に基づいて行う事業	産地パワーアップ計画に位置づけられている農業者、農業者団体等	事業実施に要する経費	2分の1以内
機構集積協力金	国の実施要綱に基づいて行う事業	交付対象地域	地域集積協力金	国の交付単価による。
			集約化奨励金	国の交付単価による。
		農業者	経営転換協力金	国の交付単価による。
農業経営法人化支援交付金	国の実施要綱に基づいて行う事業	法人設立登記を行った農業経営組織	農業経営の法人化に要する経費	国の交付金額による。
担い手育成基盤整備関連流動化促進事業補助金	農用地の利用集積を目的とした土地利用調整推進事業	農業関係団体	土地利用調整推進事業に関する経費	当該補助事業費の2分の1以内限度額750,000円以内

小規模土地改良事業補助金	市長が必要と認めたもので、小規模のため、国又は県において補助しない事業(用地費及び補償費は対象外)。	土地改良法に規定する受益者	農道整備事業(新設又は改修) 限度額 10万円以上200万円以下 採択基準 延長30m以上 受益面積 50a以上 有効幅員 2m以上	70%以内
			用排水路整備事業(かんがい用排水路舗装事業) 限度額 10万円以上200万円以下 採択基準 受益面積 50a以上	70%以内
			老朽ため池補強事業 限度額 10万円以上300万円以下 採択基準 受益面積 50a以上	60%以内
			農業水利施設整備事業(新設又は改修) 限度額 10万円以上300万円以下 採択基準 受益面積 50a以上	60%以内
			耕地整備事業 限度額 10万円以上300万円以下 採択基準 受益面積 50a以上	50%以内
			干ばつ恒久対策事業 限度額 10万円以上300万円以下 採択基準 受益面積 50a以上10ha未滿	50%以内
酪農振興助成金	乳牛1頭当たり6万円を超える共済金額に加入した場合の共済金額	酪農家	共済掛金	一頭当たり 2,000円
森林整備地域活動支援交付金	森林所有者等と市長との間で締結する協定に基づき行う活動事業費	森林所有者等	活動事業に要する経費	国の交付単価による。
造林事業補助金	造林事業に要する経費	森林所有者等	造林事業に要する経費	県が定める造林補助事業費標準単価又は実行経費のいずれか低い方より県補助金等を差し引いた残りの額
再造林促進補助事業補助金	再造林事業に要する経費	森林所有者等	再造林事業に要する経費	県要綱で定める査定額の10分の4以内
有害鳥獣捕獲奨励補助金	捕獲経費	山陽小野田市有害鳥獣対策協議会	捕獲経費	(1) 捕獲経費の一部 (2) 捕獲鳥獣別に別に定める額
有害鳥獣防護柵等設置事業補助金	防護柵等の購入経費	農業者(2戸以上とする。ただし、地理的条件等により2戸以上での防護柵等の設置が困難な場合は、この限りでない。)、農業者団体	有害鳥獣から農地を守るために設置する防護柵等の購入経費	2分の1(ただし、上限が1件につき10万円)
水産施設等新設改良補助金	水産施設の新設・改良事業費	漁業協同組合	事業費に要する経費	10分の8以内
繁殖保護事業補助金	繁殖保護事業費	漁業協同組合	事業費に要する経費	10分の5以内
環境・生態系保全対策事業補助金	活動組織と市長との間で締結する協定に基づき行う活動事業費	山口県地域協議会	環境・生態系保全対策事業に要する経費	国の交付単価による
観光漁業振興事業補助金	観光漁業振興経費	漁業協同組合	観光漁業振興事業に要する経費のうち材料費及び燃料費	10分の10以内(ただし、50万

				円を限度とする。)
包装資材等助成金	水産物ブランド化を目的とした包装資材費	漁業協同組合	包装資材費に要する経費	10分の1以内
小規模土木事業補助金	一般交通の用に供し、かつ、その利用度が高い道路(道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路に準ずるものをいう。)で国、県又は市が管理しないもの(以下「道路」という。)の整備事業	自治会	付近に人家が密集し、かつ、利用者が多い道路の改良又は補修(標識、並木及び照明灯の改良又は補修を除く。)に要する経費(用地費及び補償費は除く。) 限度額 200万円	70%以内
	道路上の防護柵、カーブミラー及び路面表示(以下「安全施設」という。)の整備事業		安全施設の新設又は改良 限度額 200万円	70%以内
	市街地又は集落における雨水、雑排水等を排除するための水路等で国、県又は市が管理しないもの(以下「水路等」という。)の整備事業		水路等の新設、改良又は補修及び雨水調整池等の困難なしゅんせつに要する経費(用地費及び補償費は除く。) 限度額 200万円	70%以内
	災害復旧事業		道路、水路等の災害復旧に要する経費(用地費及び補償費は除く。) 限度額 200万円	70%以内
	防災事業		市長が特に必要と認める防災事業に要する経費(用地費及び補償費は除く。)	70%以内
	その他の事業		上記に掲げるものを除くほか、市長が特に必要と認める小規模な土木事業に要する経費(用地費及び補償費は除く。) 限度額 200万円	70%以内
街路灯設置補助金	街路灯管理団体が行う街路灯の新設、増設及び改修	街路灯管理団体	街路灯の新設、増設及び改修に係る工事に要する経費(リース料を含む。)	80%以内
厚狭駅南部地区定住奨励金	厚狭駅南部地区の定住促進に要する経費	モデル地区内に定住する意思をもって住宅を取得し、及び当該住宅に居住した者	定住奨励金	定額20万円
高齢者向け優良賃貸住宅補助金	高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号。以下「法」という。)に基づく高齢者向け優良賃貸住宅整備事業	法第31条の規定により知事の認定を受けた者	整備に要する費用	一部
		上記の者のうち、平成17年3月21日までに利子補給の承認を受けた者	家賃の減額に要する費用 整備に要した費用に係る住宅金融公庫融資額の利子	一部 一部
優良住宅利子補給金	住宅金融支援機構と民間金融機関の提携した住宅ローンのうちフラット35(以下「フラット35」という。)を利用して、優良住宅を取得する者に対する利子補給	自らの居住の用に供するために、優良住宅を新築又は購入する者で、別に定める基準に該当する者	交付対象者がフラット35を利用して借り入れた融資の償還に係る支払利子	一部
民間建築物耐震改修等推進事業費補助金	民間建築物の耐震改修等を促進する事業	住宅・建築物を所有する者で、別に定める基準に該当する者	耐震診断事業費	一部
			耐震改修事業費	一部



住宅リフォーム資金助成金	既存住宅のリフォームを促進する事業費	既存住宅を所有する者で、別に定める基準に該当するもの	住宅リフォーム資金助成事業費	一部
市営住宅入居者移転先家賃補助金	移転後の家賃	移転対象者	移転前と移転後との家賃の差額	一部(段階的に減少)
大雨災害被災住宅リフォーム資金助成金	被災地の居住環境の復旧を促進する事業費	被災住宅の所有者又は居住者で、別に定める基準に該当するもの	大雨災害被災住宅リフォーム資金助成事業費	一部
消防団員福祉共済制度補助金	消防団員保険掛金	消防団長	保険掛金	2分の1以内
学校法人助成金	学校運営費	学校法人	運営に要する経費	一部
	施設の新設又は増設費	学校法人	新增設に要する経費	一部
市立学校児童生徒災害共済給付交付金	小中学校管理化における児童生徒の災害に対して行う災害共済給付	小中学校(保護者)	災害共済給付	全部
教員研修補助金	市立幼稚園又は小中学校の教員の先進校視察又は国内留学の派遣に要する費用	市立幼稚園又は小中学校の教員	派遣に要する費用	全部
修学旅行等の延期又は中止に伴うキャンセル料等補助金	キャンセル費用等として、修学旅行等に係る契約に基づき旅行業者等から請求を受ける経費	小中学校の学校長	修学旅行等を延期又は中止した場合に要する経費	全部
指定制服等購入費補助金	山陽小野田市立埴生小学校の指定制服等を市内の取扱業者で購入する際に要する経費	令和4年3月31日において、山陽小野田市立津布田小学校に在籍している児童の保護者	指定制服等の購入費	全部
社会教育振興補助金	少年、文化若しくは体育に関係する団体若しくはその指導者の行う事業に要する経費又は文化財の保護を行う事業に要する経費	少年、文化若しくは体育に関係する団体若しくはその指導者又は文化財を保護する者	団体等の活動事業費	一部
人権教育推進事業補助金	人権についての研究、発表等活動費	小中学校	活動に要する経費	一部
文化財管理補助金	文化財の管理に多額の経費を要するものの経費	文化財の所有者又は管理者	管理に要する経費	一部
		文化財の保存を目的とする団体	団体の運営費	
文化財保存修理補助金	文化財の保存又は修理事業	文化財所有者等	保存又は修理に要する経費	全部又は一部
選手会助成金	退職金支給制度事業に係る経費	全日本オートレース選手会山陽支部	退職金支給制度事業等に要する経費	一部

